

# 経営承継円滑化法の施行状況について

平成26年3月  
中小企業庁

**経営承継円滑化法の概要(平成20年10月(民法の特例は21年3月)施行)**

**1 遺留分に関する民法の特例**

- 1-1 現行民法上の遺留分について①  
現行民法上の遺留分について②  
(事例)遺留分と遺留分減殺請求権  
(事例)生前贈与財産に対する遺留分減殺請求
- 1-2 民法特例の概要
- 1-3 民法特例の要件の全体像
- 1-4 民法特例に係る合意～必要的合意～①  
民法特例に係る合意～必要的合意～②  
民法特例に係る合意～付随的合意～
- 1-5 民法特例の手続の全体像
- 1-6 合意の効力範囲及び消滅事由
- 1-7 民法特例の利用状況
- 1-8 都道府県別の確認件数

**2 金融支援**

- 2-1 経営承継円滑化法における金融支援措置
- 2-2 経営承継円滑化法における金融支援措置①  
経営承継円滑化法における金融支援措置②
- 2-3 金融支援制度の利用状況
- 2-4 都道府県別の認定件数

**3 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度(事業承継税制)**

- 3-1 事業承継税制の全体像
- 3-2 平成25年度税制改正における事業承継税制の見直し内容①  
平成25年度税制改正における事業承継税制の見直し内容②  
平成25年度税制改正における事業承継税制の見直し内容③
- 3-3 事業承継税制の適用要件等(相続税)  
事業承継税制の適用要件等(贈与税)
- 3-4 相続税の納税猶予の適用を受けるための基本的な手続  
贈与税の納税猶予の適用を受けるための基本的な手続
- 3-5 相続税の猶予税額の計算方法
- 3-6 取引相場のない株式の評価方法  
取引相場のない株式の評価方法(会社規模判定表)  
純資産価額方式・類似業種比準方式の計算式  
類似業種比準方式の改正(平成12年度)と合理性の検証(平成19年度)
- 3-7 相続税の認定企業の状況  
贈与税の認定企業の状況
- 3-8 相続税・贈与税認定企業の効果
- 3-9 都道府県別の認定件数

**(参考)平成25年度税制改正の概要**

## 1. 事業承継税制

### ○非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

中小企業の事業活動の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた中小企業の株式等を現経営者から相続等又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される(雇用確保をはじめとする5年間の事業継続等が要件)。

## 事業承継の円滑化

### 地域経済と雇用を支える中小企業の事業活動の継続

## 2. 民法の特例

◇後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

### ①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

➡ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

### ②生前贈与株式等の評価額を予め固定

➡ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

## 3. 金融支援

◇経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を設ける。

### ①中小企業信用保険法の特例 (対象:中小企業者)

### ②株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例 (対象:中小企業者の代表者)

➡ 親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、幅広い資金ニーズに対応

経営承継円滑化法 附則(抄)  
(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 1. 遺留分に関する民法の特例

### 1. 遺留分の概要

・遺留分は、相続人に最低限の資産承継の権利を保障する民法上の制度である。

・遺留分権利者は以下のとおり(民法1028条)。 ※兄弟姉妹は遺留分権利者とならない

①配偶者 +〔②子供(代襲者を含む) or ③父母(②がいない場合のみ)〕

※ Aに相続人として子BがいたがBが亡くなってしまった場合、亡くなったBに代わり、Bの子つまりAの孫が相続人となる制度を代襲相続(民法887条2項)という。また、Bの子(Aの孫)のことを代襲者という。

・遺留分割合は、原則として被相続人の財産の2分の1であり、相続人が直系尊属のみである場合には、被相続人の財産の3分の1となる(民法1028条)。

※ 直系尊属とは、父母、祖父母などをいう。

## 2. 遺留分の算定方法

- ・遺留分算定の基礎となる財産の計算方法は以下のとおり。

$$\left[ \begin{array}{c} \text{被相続人が相続開始時} \\ \text{において有していた財産} \end{array} + \begin{array}{c} \text{相続前1年以内} \\ \text{の生前贈与} \end{array} + \begin{array}{c} \text{特別受益} \end{array} - \begin{array}{c} \text{負債} \end{array} \right]$$

- ・上記財産額に遺留分割合を乗じ、さらに各遺留分権利者の法定相続分を乗じて得た額が、各遺留分権利者の遺留分の額となる(民法1028条、1044条で準用する民法900条)。

## 3. 生前贈与財産の取扱い

相続前1年以内  
の生前贈与

- ・生前贈与財産は、原則として、相続開始前1年以内にしたもののみが遺留分算定基礎財産に算入される。
- ・ただし、相続開始の1年以上前にした贈与であっても、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたもの(例えば、老齢で既に収入のない被相続人が財産の大半を贈与してしまったような事例)は、遺留分算定基礎財産に算入される(大判昭和11.6.17)。

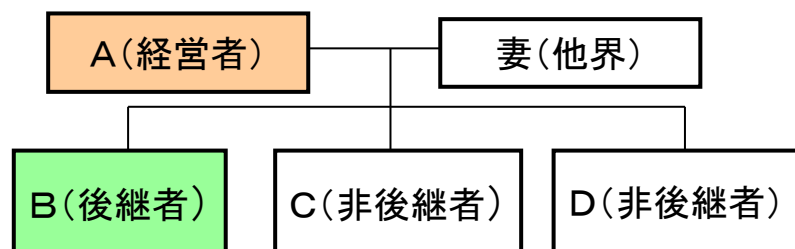
特別受益

- ・法定相続人への特別受益としての贈与については、何年前のものであっても遺留分算定基礎財産に算入される(民法1044条で準用する同法903条)。  
※ 特別受益とは、遺贈、生前贈与(婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本としてなされたもの)
- ・後継者の貢献により価値が上昇した場合であっても、相続開始時の価額で算入される(最判昭51.3.18)。

## (事例)遺留分と遺留分減殺請求権

○事業承継においては、現オーナー経営者の保有する株式等の事業用資産を円滑に後継者に承継することが重要。ただし、生前贈与や遺言を活用しても、以下の遺留分の制約が存在。

〈事例1〉中小企業経営者であるAから、後継者Bを含む3名に遺産を相続する場合



Aの個人資産(9億円)

- |             |         |
|-------------|---------|
| ①不動産(事業用以外) | 7,000万円 |
| ②現金等        | 3,000万円 |
| ③株式         | 8億円     |

- X株式会社の経営者Aには、3人の息子(B, C, D)がいる。なお、Aの妻は既に他界。長男BはAの後継者として会社の取締役役に就任。一方、次男C、三男Dは、X株式会社とは全く関わりのない職業に就いている。
- Aの総個人資産9億円のうち、事業用資産(株式)が8億円を占めている。

・遺留分とは、配偶者や子供に対して最低限の資産承継の権利を保障する民法上の制度で、原則法定相続分の半分。(上記事例では、C、Dがそれぞれ1/6ずつの遺留分を有する。)

・遺留分を侵害された遺留分権利者は、相続開始後に、受贈者・受遺者に対して遺留分減殺請求権を行使することによって、贈与・遺贈財産の返還(又は価額弁償)を受けることにより、遺留分を確保することができる。(上記事例では、C、Dは、遺留分減殺請求権を行使することにより、それぞれ1億5000万円分を確保できるため、Bに集中できる財産は6億円であり、Bは全株式を取得することはできない。)

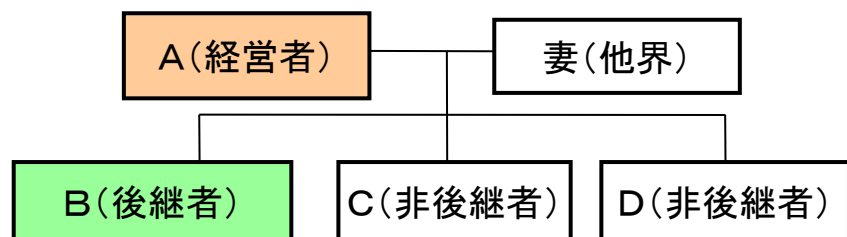
・相続開始後の遺留分に係る紛争を防止するため、相続開始前に、遺留分放棄の制度を活用することができるが、遺留分放棄者が個別に家庭裁判所に申立てを行い、許可を得るという手続が必要。



## (事例)生前贈与財産に対する遺留分減殺請求

- 遺留分算定の基礎財産には、生前に贈与された財産も合算(持戻し)される。なお、子供や配偶者への贈与は、原則として何年前のものであっても合算の対象。
- 合算される贈与財産の評価時点は、贈与時でなく相続開始時。このため、後継者に生前贈与された株式の価値が上昇した場合、当該価値上昇分も遺留分減殺請求の対象となるため、後継者の経営意欲を阻害する。

〈事例2〉中小企業経営者であるAから、後継者Bに株式を生前贈与し、15年後に相続が発生した場合



【相続開始時のAの遺産】

2億円 (不動産、現金等)

【Bに生前贈与された株式の価値】

(15年前) 1億円 → (相続開始時) 10億円

●経営者Aの相続人構成は事例1と同様とする。

●Aは、15年前に自分が保有する株式1億円分を後継者である長男Bに生前贈与した。その後、後継者B自身の貢献により、相続開始までに株式の価値が10倍に上昇し、現在の価値は10億円相当となっている。

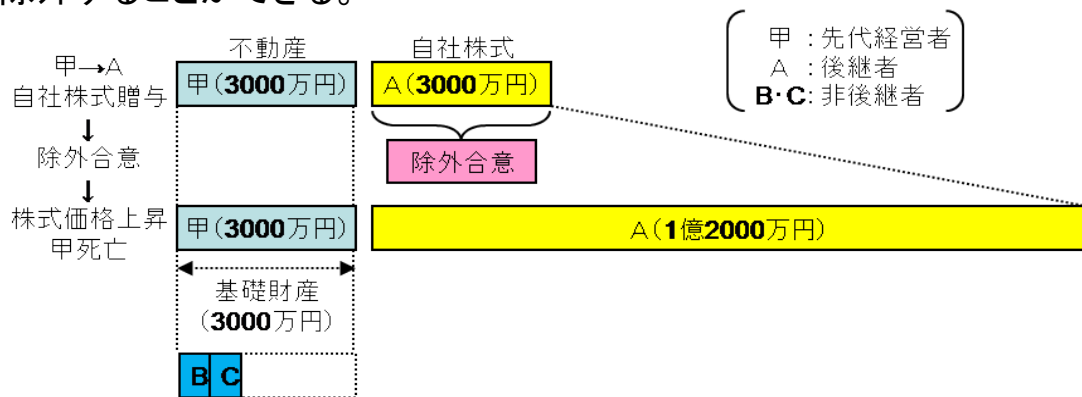
●相続開始時のAの遺産は2億円(不動産、現金等)。

・生前贈与された財産は、贈与時ではなく、相続開始時の評価で合算される。このため、上記事例では、遺留分算定基礎財産は、2億+10億(贈与株式の相続開始時評価)=12億円。

・上記事例では、C、Dの遺留分は1/6ずつ、すなわち2億円ずつである。このため、後継者Bは、自分の努力で株式価値を上昇させた結果、Aの遺産である2億円を全く取得できないのみならず、C、Dに遺留分減殺請求がされた場合には、C、Dは合計2億円分の株式を取得できることとなる。

## 1. 贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる制度の創設

先代経営者の生前に、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、先代経営者から後継者へ贈与された自社株式その他一定の財産について、遺留分算定の基礎財産から除外することができる。

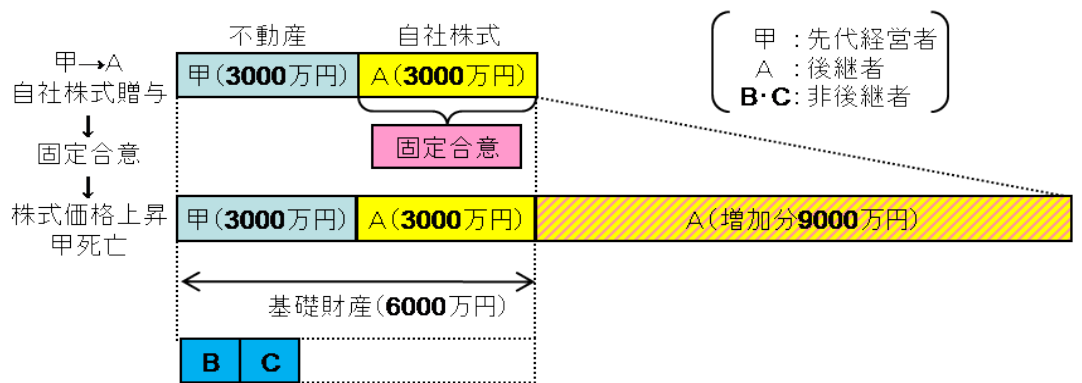


- ・事業継続に不可欠な自社株式等に係る遺留分減殺請求を未然防止
- ・後継者単独で家庭裁判所に申し立てるため、現行の遺留分放棄制度と比して、非後継者の手続は簡素化

## 2. 贈与株式の評価額を予め固定できる制度の創設

生前贈与後に株式価値が後継者の貢献により上昇した場合でも、遺留分の算定に際しては相続開始時点の上昇後の評価で計算されてしまう。

このため、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、遺留分権利者全員との合意内容について家庭裁判所の許可を受けることで、遺留分の算定に際して、生前贈与株式の価額を当該合意時の評価額で予め固定できる制度を創設。



- ・後継者が株式価値上昇分を保持できる制度の創設により、経営意欲の阻害要因を排除

# 1-3 民法特例の要件の全体像

## 特例中小企業者(法3条1項)

中小企業者のうち、一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件(\*1)に該当する非上場会社

(\*1)一定期間以上継続して事業を行っているものとして経済産業省令で定める要件...3年以上継続して事業を行っていること(施行規則2条)

## 旧代表者(法3条2項)

- ・特例中小企業者の代表者であった者又は代表者である者
- ・その推定相続人のうち少なくとも一人に対して特例中小企業者の株式等を贈与したもの

旧代表者

株式等の贈与

## 後継者(法3条3項)

- ・旧代表者の推定相続人
- ・旧代表者から特例中小企業者の株式等の贈与を受けた者又は贈与を受けた者から株式等を相続、遺贈若しくは贈与により取得した者
- ・特例中小企業者の総株主又は総社員の議決権の過半数を有している者
- ・特例中小企業者の代表者

後継者

- ### 合意の必要条件
- ①当事者(旧代表者の推定相続人全員)の合意
  - ②合意の対象となる株式等を除くと、後継者が議決権の過半数を確保することができないこと
  - ③以下の場合に非後継者がとることができる措置の定めがあること
    - ・後継者が合意対象の株式等を処分した場合
    - ・旧代表者生存中に後継者が代表者でなくなった場合

非後継者

非後継者

合意の当事者:旧代表者の推定相続人(遺留分権利者)全員

### 除外合意

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等を遺留分算定基礎財産から除外

and / or

### 固定合意

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等の評価額を合意時に固定

※弁護士、公認会計士、税理士等による証明が必要

+ (option)

### 以下の財産の遺留分算定基礎財産からの除外

- 後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等以外の財産(事業用不動産等)
- 非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産(代償財産)

後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等(法4条1項・2項)

1. 必要的合意の内容(法4条1項本文)

後継者を含む旧代表者の推定相続人全員は、書面により、以下の遺留分の算定に係る内容について合意をすることができる。

除外合意(1号)

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しないこと。

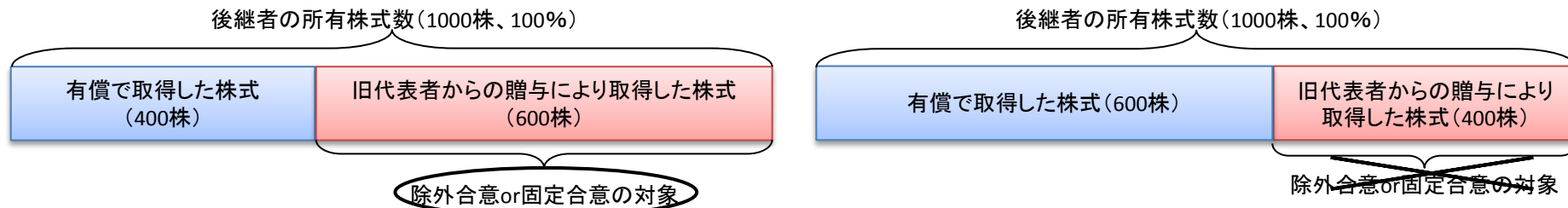
固定合意(2号)

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等について、遺留分を算定するための財産の価額に算入すべき価額を合意の時ににおける価額とすること。

※「合意の時ににおける価額」は、その適切性を担保するため、弁護士等が合意の時ににおける相当な価額として証明したものに限られる。  
 ※評価方法については、中小企業庁内の「非上場株式の評価の在り方に関する委員会」における検討結果を踏まえ、「経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン」をとりまとめ、平成21年2月に公表している。なお、当該ガイドラインでは、様々な評価方法の他に、「合意時ににおける価額」の基本的な考え方や評価額を証明する弁護士等にとっての留意事項等が解説されている。

2. 合意の要件(法4条1項ただし書)

後継者が所有する当該特例中小企業者の株式等のうち合意の対象となる株式等を除いたものに係る議決権の数が総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える数となる場合には、民法の特例に係る合意をすることができない。



(趣旨)  
 後継者が100%の株式を所有する場合で、そのうち60%分の株式は自ら自社に出資をして引き受けた株式、残り40%分の株式は旧代表者からの贈与により取得した株式である場合には、後者の40%分の株式が相続人間で分散してしまっても、後継者はなお60%分の株式を所有しているため、株式会社の決議に支障が生じるおそれはないと考えられるためである。

後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等(法4条3項)

3. 非後継者がとることができる措置に関する定め(法4条3項)

上記1. の合意をする際には、併せて、以下の場合に非後継者がとることができる措置に関する定め<sup>(\*6)</sup>をしなければならない。

①後継者が合意の対象とした株式等を処分した場合

②旧代表者の生存中に後継者が自社の代表者として経営に従事しなくなった場合

(<sup>\*6</sup>)具体例:非後継者が合意を解除することができる旨、非後継者が後継者に対して一定額の金銭の支払を請求することができる旨 等

(趣旨)

除外合意や固定合意をした後、後継者が合意の対象とした株式等を処分したり、自社の代表を退任したりした場合には、その合意は本来の趣旨に沿わなくなるということがいえる。しかしながら、このような場合に当然に合意の効力が消滅することとすると、その合意の対象とした株式等の価値が下落し、合意があることによってむしろ不利益を受けると判断した後継者がその株式等を処分するなどして、容易に合意の効力を消滅させることができることになり、当事者間の衡平上問題があると考えられる。

そのため、予め旧代表者の推定相続人間で協議をし、後継者が株式等を処分した場合などに後継者以外の者がとることができる措置を定めるべきことを規定している。

### 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等(第5条・6条)

#### 4. 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意(法5条)

前頁1. の合意をする際に、併せて、旧代表者の推定相続人全員の合意をもって、書面により、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等以外の財産について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

(趣旨)

後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等以外の財産で、事業活動を継続していくために必要なもの(事業用不動産や現預金等)についても、後継者が確保できるようにすることで、中小企業者の経営の承継の円滑化が一層図られると考えられる。

#### 5. 推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定め(法6条1項)

前頁1. の合意をする際に、併せて、旧代表者の推定相続人全員の合意をもって、推定相続人間の衡平を図るための措置に関する定めをする場合においては、当該定めは、書面によってしなければならない。

(趣旨)

民法特例に係る合意について非後継者の同意を得るためには、後記3. の定めや後継者から非後継者に対して一定額の金銭を贈与するなど、推定相続人間の衡平を図るための措置を旧代表者が講ずることが想定される。このような措置を講じた場合には、当該措置を含めた合意の全体が経済産業大臣の確認や家庭裁判所の許可手続における資料となることから、その定めについて書面を作成すべき旨を規定している。

#### 6. 非後継者が取得した財産に関する遺留分の算定に係る合意(法6条2項)

旧代表者の推定相続人全員は、上記2. の合意として、非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産について、遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができる。

(趣旨)

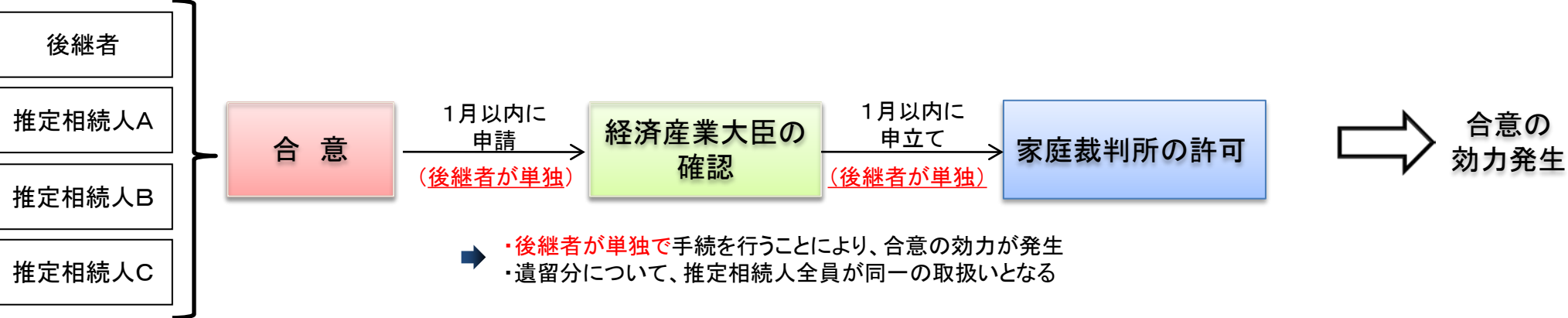
民法特例に係る合意の対象を、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した株式等やその他の財産に限定すると、後継者が一方的に利益を得る制度となってしまう、後継者と非後継者との間の衡平を害し、非後継者の同意を得るのが困難となる。

このため、非後継者が旧代表者からの贈与等により取得した財産についても、遺留分を算定するための財産の価額に算入しない旨の定めをすることができることとしている。具体例として、非後継者が贈与により取得した現金を遺留分算定の財産に入れられないなどが考えられる。

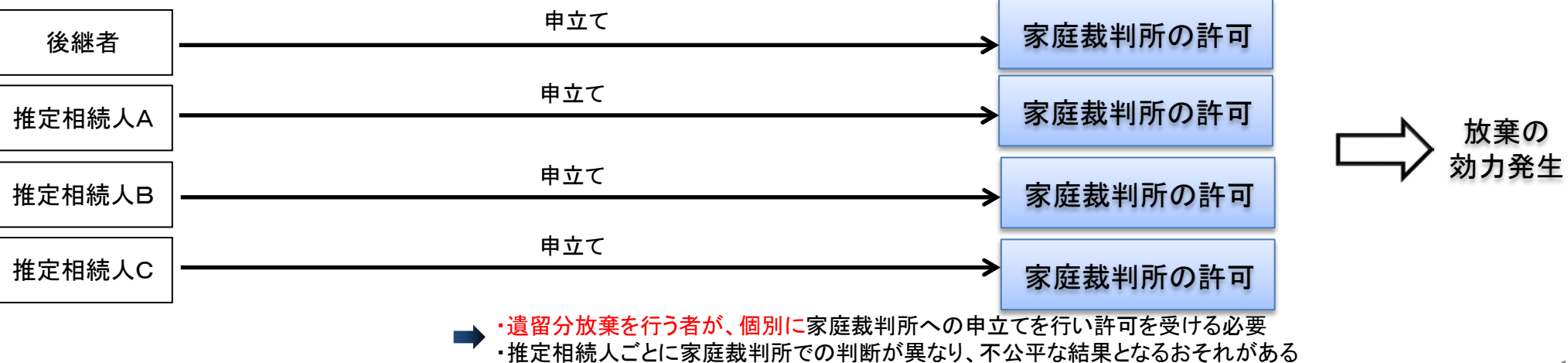
# 1-5 民法特例の手続の全体像

- 民法特例に係る合意の後、中小企業の後継者が、経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を得ることで、当該合意の効力が発生する。
- 経済産業大臣の確認申請及び家庭裁判所の許可申立ての手続については、後継者が単独で行うこととなるため、遺留分放棄制度と比べて、非後継者の手続は簡素化。

## 民法特例制度



## 遺留分放棄制度



## 1. 合意の効力範囲(法9条3項)

民法特例に係る合意は、合意の当事者(代襲者を含む。)の間でのみ効力を有し、当事者以外の第三者に対する遺留分の減殺に影響を及ぼさない。これは、民法特例に係る合意により遺留分算定基礎財産に算入される財産の範囲及び額が変更されることによって、合意の当事者以外の第三者が利益や不利益を受けるのは相当でないからである。

したがって、先代経営者が第三者に贈与や遺贈をした場合には、民法特例に係る合意にかかわらず、民法の規定にしたがって遺留分の額を算出し、遺留分の侵害がある場合には、当該第三者に対して減殺請求をすることができる。

## 2. 合意の効力消滅事由(法10条)

民法特例に係る合意は、次の(1)～(4)の事由が生じたときは、当然に効力が消滅する。

### (1) 経済産業大臣の確認の取消し

経済産業大臣の確認は、民法特例に係る合意の効力要件であるから、当該確認が取り消された場合には、合意の効力が消滅する。

### (2) 先代経営者の生存中に後継者が死亡し、又は後見開始若しくは保佐開始の審判を受けたこと

民法の特例は、先代経営者の相続開始に伴って相続人間での株式等の分散を防止し、後継者による経営の安定を図るためのものである。したがって、先代経営者の生存中に後継者が死亡した場合など、後継者が経営に従事することができなくなった場合には、もはや合意の効力を維持する必要がなくなるため、これらの事由が生じた場合には、合意の効力が消滅する。

### (3) 合意の当事者以外の者が新たに先代経営者の推定相続人となったこと

民法特例に係る合意は、先代経営者の推定相続人の全員の合意を前提とするものであり、先代経営者の再婚や新たな子の出生等により、合意の当事者以外の者が新たに推定相続人となった場合には、民法特例に係る合意の前提を欠くことになる。

また、民法との整合性を考えると、合意の当事者が否かで遺留分算定基礎財産が異なることを許容するのは困難である。

### (4) 合意の当事者の代襲者が先代経営者の養子となったこと

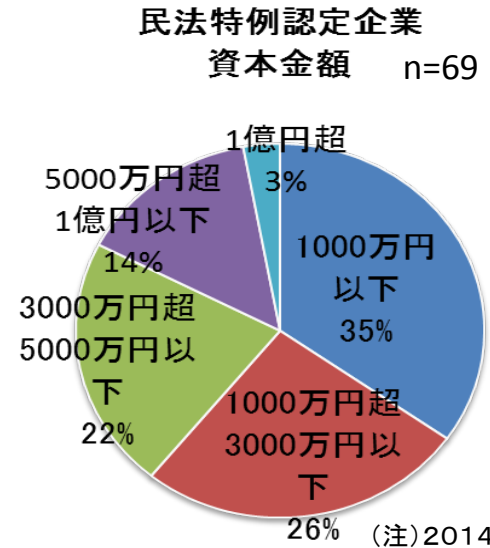
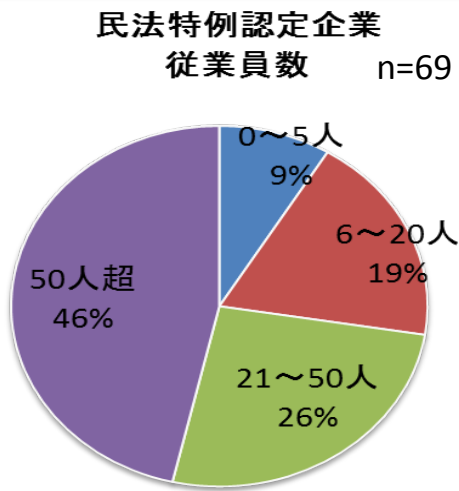
合意の当事者(後継者を除く。)の代襲者が旧代表者の養子となった場合、民法上、当該代襲者は、代襲相続人の資格に加えて、新たに養子としての相続人の資格を取得することから、上記(3)と同様の趣旨により、合意の効力が消滅する。



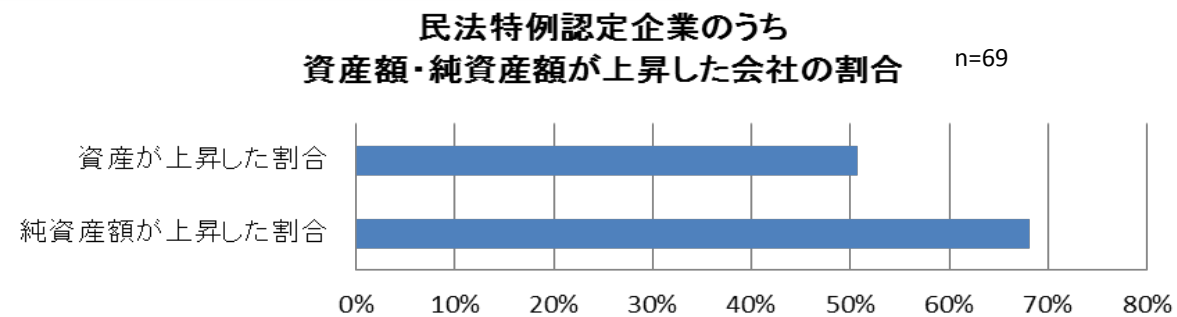
# 1-7 民法特例の利用状況

- 民法特例の利用件数は**69件**(2014年2月末時点。全て除外合意。)
- 民法特例の確認を受けた中小企業は20人超が7割を超え、主に中規模企業が利用していると思われる。
- 民法特例を利用している企業の特徴として、株式評価の一つの基準である純資産額が合意後に増加する傾向が見られることから、将来の株式評価額の上昇を予想して民法特例を利用した可能性が考えられる。しかし、株式等を除外合意の対象にすることができれば当該株式等は遺留分算定基礎財産に算入されないため、固定合意については、除外合意のand/orで認められているものの、現状では利用されていない。

## 民法特例の確認を受けた企業



## 民法特例の確認を受けた企業の資産・純資産上昇割合



# 1-8 都道府県別の確認件数

- 確認件数を都道府県別にみると、東京都に所在する会社が24件と最も多くなっており、確認企業全体の3割超を占めている。
- その一方で、利用件数が0件となっている県も25県ある。

## 確認を受けた会社の所在都道府県

(平成20年10月～平成26年2月末)

	民法特例
北海道	5
青森県	0
秋田県	0
岩手県	0
山形県	0
宮城県	0
福島県	2
茨城県	2
栃木県	1
群馬県	2
埼玉県	3
千葉県	1
東京都	24
神奈川県	3
新潟県	1
山梨県	1
長野県	0
静岡県	2
愛知県	8
岐阜県	0
三重県	1
富山県	0
石川県	0

	比率	中小全体
	7.2%	4.0%
	0.0%	1.1%
	0.0%	1.0%
	0.0%	1.1%
	0.0%	1.1%
	0.0%	1.7%
	2.9%	1.7%
	2.9%	2.2%
	1.4%	1.7%
	2.9%	1.8%
	4.3%	4.4%
	1.4%	3.3%
	34.8%	11.6%
	4.3%	5.2%
	1.4%	2.1%
	1.4%	0.9%
	0.0%	2.0%
	2.9%	3.3%
	11.6%	5.7%
	0.0%	2.0%
	1.4%	1.4%
	0.0%	1.0%
	0.0%	1.1%

	民法特例
福井県	0
滋賀県	0
京都府	1
大阪府	2
兵庫県	4
奈良県	0
和歌山県	0
岡山県	0
広島県	0
鳥取県	0
島根県	0
山口県	1
香川県	0
徳島県	0
愛媛県	1
高知県	0
福岡県	1
佐賀県	0
熊本県	0
長崎県	1
大分県	0
宮崎県	0
鹿児島県	2
沖縄県	0
合計	69

	比率	中小全体
	0.0%	0.8%
	0.0%	0.9%
	1.4%	2.3%
	2.9%	7.8%
	5.8%	4.0%
	0.0%	0.9%
	0.0%	1.0%
	0.0%	1.4%
	0.0%	2.3%
	0.0%	0.4%
	0.0%	0.6%
	1.4%	1.1%
	0.0%	0.9%
	0.0%	0.7%
	1.4%	1.2%
	0.0%	0.7%
	1.4%	3.7%
	0.0%	0.7%
	0.0%	1.4%
	1.4%	1.2%
	0.0%	1.0%
	0.0%	1.0%
	2.9%	1.4%
	0.0%	1.3%
	100.0%	100.0%

## 2. 金融支援

## 2-1 経営承継円滑化法における金融支援措置

- 経営の承継における課題として、相続に伴い分散した株式や事業用資産の買取り等に多額の資金が必要となるほか、株式や事業用資産に係る相続税納税資金が必要となる。
- また、親族内での後継者確保が困難なケースでは、親族外への承継手法であるM&A等により事業を承継するケースが増加しているが、現経営者からの株式や事業用資産の買取りには多額の資金が必要となる。
- さらに、経営者の交代により信用状態が低下し、金融機関からの借入条件や取引先との契約条件が厳しくなる事例もある。
- 以上のような、代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴う様々な資金需要が発生し、当該資金需要に応えられない場合、事業の継続に支障が生じるおそれがあることから、経営承継円滑化法に基づき経済産業大臣の認定を受けた中小企業者(及び当該認定を受けた中小企業者の代表者個人)に対する金融支援を実施。

### 【金融支援のイメージ】

#### 経済産業大臣の認定

事業活動の継続に支障が生じている中小企業者(非上場会社及び個人事業主)を**経済産業大臣が認定**

会社の資金需要に対応  
(個人事業主を含む)

#### 中小企業信用保険法の特例

##### ○信用保険の拡大(別枠化)を措置。

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
  - ・一定期間の運転資金 等
- の資金調達を支援。

#### 通常

普通保険(2億円)  
無担保保険(8,000万円)  
特別小口保険(1,250万円)

+

#### 拡大(別枠化)

普通保険(2億円)  
無担保保険(8,000万円)  
特別小口保険(1,250万円)

後継者個人の資金需要に対応

#### 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

##### ○代表者個人に対する融資を実施。

- ・株式、事業用資産等の買取り資金
  - ・相続税、遺留分減殺請求への対応資金 等
- の資金調達を支援。

※通常1.55%の基準金利(中小企業事業)が適用される  
ところ、1.15%の特別利率を適用。[2012年8月時点]

## 2-2 経営承継円滑化法における金融支援措置①

認定要件(法12条1項1号、規則6条1項) ※会社に係る金融支援に限る。

中小企業者の先代経営者の死亡等(死亡又は退任)に起因する経営の承継に伴う、以下のいずれかの事由に該当しているため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じていると認められること

親族外	①死亡又は退任した先代経営者の資産のうち当該中小企業者の事業の実施に不可欠なものを取得するため多額の費用を要すること
分散した資産の集中	②当該中小企業者又は後継者(現経営者)以外が有する株式等又は事業用資産を取得する必要があること
相続税・贈与税負担	③当該中小企業者の後継者(現経営者)が相続等により取得した株式等又は事業用資産に係る多額の相続税・贈与税を納付することが見込まれること
販売不振	④当該中小企業者の先代経営者の死亡等の後の3月間の販売数量が前年同期の3月間の80%以下に減少することが見込まれること
信用低下	⑤仕入総額の20%以上を占める仕入先からの取引条件について、当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと
信用低下	⑥借入金総額の20%以上を占める金融機関からの借入条件の悪化、借入金額の減少、与信取引拒絶等金融機関との取引に支障が生じたこと
相続トラブル	⑦次のいずれかの判決・審判の確定、和解、調停が成立したこと
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先代経営者からの相続に当たり、遺産に株式等又は事業用資産等が含まれる場合に、後継者(現経営者)がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うこと</li> <li>・先代経営者からの相続に当たり、株式等や事業用資産を相続等により取得したことによって遺留分を侵害し、遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者に対して、これらの資産を返還する代償に金銭を支払うこと</li> </ul>

認定の趣旨:政策資源に限りがある中、効率的な支援を実施する観点から、単に代表者の死亡等に起因する経営の承継が行われたという事実だけでなく、実際に事業活動の継続が困難となっている中小企業者を支援するため、経済産業大臣の認定を金融支援の要件としている。

## 2-2 経営承継円滑化法における金融支援措置②

### 信用保険の特例(法13条)

(経営承継関連保証)

事業承継により緊急的に発生する多額の資金需要に対応するため、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者における事業資金に係る信用保険枠を別枠化。

特例の意義: 経営の承継により緊急的に発生する資金需要により事業活動の継続に支障が生じている中小企業者をセーフティネット的に支援するため、信用保険の別枠化を図るもの。

#### 通常

普通保険(2億円)  
無担保保険(8,000万円)  
特別小口保険(1,250万円)

+

#### 拡大(別枠化)

普通保険(2億円)  
無担保保険(8,000万円)  
特別小口保険(1,250万円)



※平成18年10月の中小企業庁アンケート調査では、株式会社の経営者の個人資産総額の平均は約2.4億円であったこと、主に想定される資金需要は、これらの個人資産が相続開始に伴い散逸することを防ぐためのものと考えられたことから、通常の信用保険枠では対応できないと考えられたため、別枠化を措置。

信用補完制度は、中小企業に対する信用保証協会による信用保証、信用保証協会に対する政府の再保険から成っており、信用保証協会の保証の限度額は、信用保険法で定められた保険限度額に準じている。

※無担保保険: 信用保証協会で行う債務の保証に当たり、担保の提供をさせないものについての保険

※特別小口保険: 小規模企業者について、信用保証協会で行う債務の保証に当たり、担保の提供をさせないものについての保険

### 日本政策金融公庫法、沖縄振興開発金融公庫法の特例(法14条)

後継者個人に発生する中小企業者の事業活動の継続を図るために必要な資金について、政策公庫等の融資の対象化。

特例の意義: 日本政策金融公庫等の融資対象は、中小企業者に限定されている一方、事業承継の局面においては、後継者個人に発生する資金需要であって、会社の事業資金とは整理できないものの、会社が事業活動を継続していくために必要かつ不可欠な資金需要が存在するため、当該資金需要に対応すべく、政策公庫等の融資の対象に後継者個人を加えるもの。

後継者個人に発生する中小企業者の事業活動の継続を図るために必要な資金(規則第14条で限定列挙)

①事業用資産等を担保とする借入れの弁済のための資金

②後継者が株式等や事業用資産等を取得するための資金。MBO、EBOを含む。

③次のいずれかの判決・審判の確定、和解、調停が成立したこと

・先代経営者からの相続に当たり、遺産に株式等又は事業用資産等が含まれる場合に、後継者(現経営者)がこれらの資産を取得するために、非後継者にその代償として金銭を支払うために必要な資金

・先代経営者からの相続に当たり、株式等や事業用資産等を相続等により取得したことによって遺留分を侵害し、遺留分減殺請求を受けた場合に、非後継者に対して、これらの資産を返還する代償に金銭を支払うために必要な資金

④後継者が株式等又は事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付するための資金

⑤中小企業者の事業活動の継続に必要な資金(バスケットクローズ)

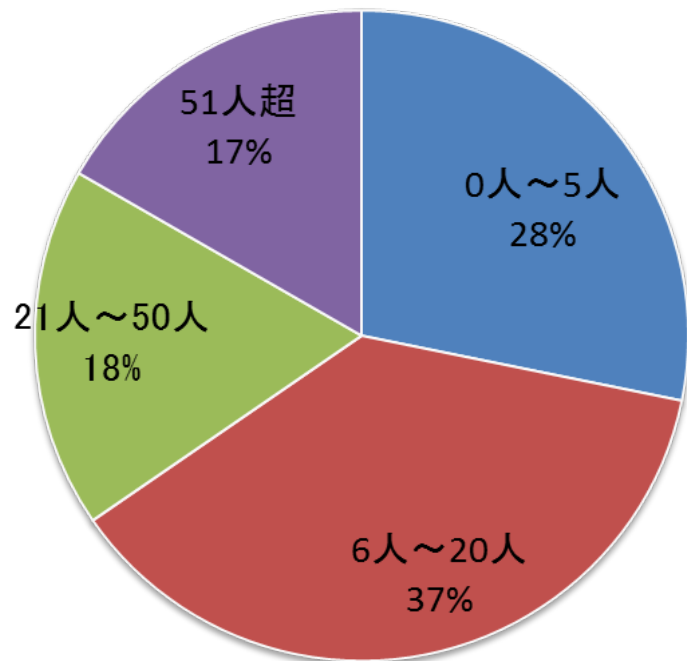
## 2-3 金融支援制度の利用状況

○金融支援の認定件数は**84件**となっている。(2014年2月末時点)。  
認定を受けた中小企業は、従業員数は20人以下の小規模企業が半数を超える。

金融支援の認定を受けた企業

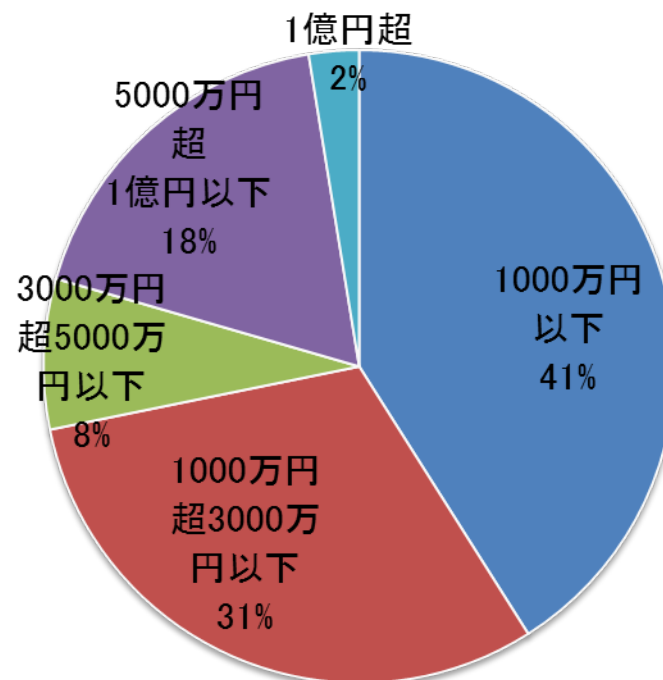
### 金融支援認定企業 従業員数

n=78



### 金融支援認定企業 資本金額

n=78



(注)2014年2月末時点のデータによる。

## 2-4 都道府県別の認定件数

○認定件数を都道府県別にみると、東京都に所在する会社が25件と最も多くなっており、認定企業全体の3割を占めている。

○その一方で、利用件数が0件となっている都道府県も24県ある。

### 認定を受けた会社の所在都道府県

(平成20年10月～平成26年2月末)

	金融支援
北海道	7
青森県	0
秋田県	0
岩手県	1
山形県	0
宮城県	2
福島県	0
茨城県	1
栃木県	0
群馬県	0
埼玉県	3
千葉県	3
東京都	25
神奈川県	9
新潟県	1
山梨県	0
長野県	0
静岡県	2
愛知県	3
岐阜県	0
三重県	0
富山県	0
石川県	2

比率	中小全体
8.4%	4.0%
0.0%	1.1%
0.0%	1.0%
1.2%	1.1%
0.0%	1.1%
2.4%	1.7%
0.0%	1.7%
1.2%	2.2%
0.0%	1.7%
0.0%	1.8%
3.6%	4.4%
3.6%	3.3%
30.1%	11.6%
10.8%	5.2%
1.2%	2.1%
0.0%	0.9%
0.0%	2.0%
2.4%	3.3%
3.6%	5.7%
0.0%	2.0%
0.0%	1.4%
0.0%	1.0%
2.4%	1.1%

	金融支援
福井県	0
滋賀県	1
京都府	2
大阪府	2
兵庫県	2
奈良県	0
和歌山県	0
岡山県	2
広島県	2
鳥取県	0
島根県	0
山口県	0
香川県	1
徳島県	0
愛媛県	0
高知県	0
福岡県	3
佐賀県	0
熊本県	3
長崎県	0
大分県	0
宮崎県	2
鹿児島県	4
沖縄県	0
合計	83

比率	中小全体
0.0%	0.8%
1.2%	0.9%
2.4%	2.3%
2.4%	7.8%
2.4%	4.0%
0.0%	0.9%
0.0%	1.0%
2.4%	1.4%
2.4%	2.3%
0.0%	0.4%
0.0%	0.6%
0.0%	1.1%
1.2%	0.9%
0.0%	0.7%
0.0%	1.2%
0.0%	0.7%
3.6%	3.7%
0.0%	0.7%
3.6%	1.4%
0.0%	1.2%
0.0%	1.0%
2.4%	1.0%
4.8%	1.4%
0.0%	1.3%
100.0%	100.0%



### 3. 非上場株式等についての相続税・贈与税の 納税猶予制度(事業承継税制)

○中小企業の事業承継のボトルネックを解消するため、後継者が、経済産業大臣の認定を受けた非上場会社の株式等を現経営者から相続等又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税を猶予する特例制度が創設された(平成21年度税制改正)。

#### 制度概要

経済産業大臣の認定件数 : 相続 521件  
贈与 303件

(2014年2月末時点)

#### 相続税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した非上場株式等<sup>(注)</sup>に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予される。

(注)相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

#### 贈与税の納税猶予制度

○後継者が納付すべき贈与税のうち、贈与により取得した非上場株式等<sup>(注)</sup>に係る課税価額の全額に対応する額が納税猶予される。

(注)贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め、発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限る。

○相続税・贈与税の申告期限から5年間は、以下のような要件を満たして事業を継続することが必要。

- ①雇用の8割以上を毎年維持 **【改正後】雇用の8割以上を5年間平均で維持**
- ②後継者が代表を継続
- ③現経営者が役員(有給)を退任 (贈与税) **【改正後】現経営者が代表者を退任**
- ④対象株式等を継続して保有
- ⑤上場会社、資産管理会社、風俗関連事業を行う会社に該当しないこと 等

#### 改正概要

※(3)の一部及び(5)を除き、平成27年1月1日より施行予定(相続税改正と併せて施行予定)

#### (1) 親族外承継の対象化 ～親族に限らず適任者を後継者に

後継者は、先代経営者の親族に限定。



親族外承継を対象化。

#### (2) 雇用確保要件の緩和 ～毎年の景気変動に配慮

雇用の8割以上を「5年間毎年」維持。



雇用の8割以上を「5年間平均」で評価。

#### (3) 納税猶予打ち切りリスクの緩和 ～利子税負担を軽減、事業の再出発に配慮

要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。



- ・利子税率の引下げ(現行2.1%→0.9%)(平成26年1月1日より)。
- ・承継5年超で、5年間の利子税を免除。

相続・贈与から5年後以降は、後継者の死亡又は会社倒産により納税免除。



民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除。

#### (4) 役員退任要件の緩和 ～先代経営者の信用力を活用

先代経営者は、贈与時に役員を退任。



贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に。(有給役員として残留可)

### (5) 事前確認制度の廃止 ～**手続の簡素化**～ (平成25年4月1日より施行)

制度利用の前に、経済産業大臣の「認定」に加えて「事前確認」を受けておく必要あり。



事前確認制度を廃止(平成25年4月1日以後に行う認定申請から事前確認不要)。

### (6) 債務控除方式の変更 ～**債務の相続があっても株式の納税猶予をフル活用できるように**～

猶予税額の計算で先代経営者の個人債務・葬式費用を控除するため、猶予税額が少なく算出。



先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除。

### (7) 株券不発行会社への適用拡充 ～**定款変更・株券発行が不要に**～

認定承継会社の株券が発行されていない場合は、担保提供に当たって株券を発行する必要。



株券不発行会社は、株券のかわりに質権設定承諾書等を提出すればよいことに。

### (8) 税務署への提出書類の簡素化 ～**手続の簡素化**～

申告書、継続届出書の添付書類の中には、認定の添付書類と同一のもの(登記事項証明書、決算書など)が存在。



認定の書類と重複する一定の書類は提出を要しないことに。

(9) 雇用要件未達の場合の延納・物納 **～一括納付リスクの緩和**

雇用要件未達の場合には納税猶予は打ち切り。延納、物納も不可。



雇用要件未達時は、延納又は物納が選択可能に。

(10) 資産保有・運用型会社の猶予税額計算の制限

認定会社の保有する上場会社の株式も納税猶予税額の計算の対象。



資産保有・運用型会社が、一の上場会社の発行済株式総数の3%以上を保有している場合には、その上場株式は納税猶予額計算から除外。

(11) 資産保有・運用型会社非該当の事業実態要件の制限

資産保有・運用型会社であっても、事業実態要件を満たせば納税猶予の適用が可能。



- ・常時使用従業員5人以上の要件は、経営承継相続人等の生計一親族以外で判定。
- ・商品販売・貸付け等の要件は、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付けを除外。

(12) 総収入金額の制限

認定会社の総収入金額がゼロになると納税猶予打ち切りとなる。



総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外。

# 3-3 事業承継税制の適用要件等(相続税)

○ **後継者(=相続人。先代経営者の親族。)**が、株式の相続を受けた場合には、当該後継者の相続税の納税を猶予(相続前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分)。  
**【平成20年10月1日以降の相続から適用】**

**【計画的な承継に係る取組】**

- 計画的な承継に係る取組に関する**経済産業大臣の事前確認。(相続前)**
- ・後継者の特定
- ・先代経営者の代表者経験及び筆頭株主要件
- ・具体的事業承継計画の有無

**【後継者の要件】**

- 相続直前において役員であること。
- 相続開始の5ヶ月後において会社の代表者であること。
- 後継者と同族関係者で発行済議決権総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主となること。(一の会社で適用される者は1人) 等
- 先代経営者の親族であること。⇒【改正後】廃止** ※「親族」とは、①6親等の血族(甥、姪等)、②配偶者、③3親等以内の姻族(娘婿等)である。

**【5年間の事業継続要件】**  
 →充足できなければ、利子税を附して猶予税額を納付。

**【先代経営者の要件】**

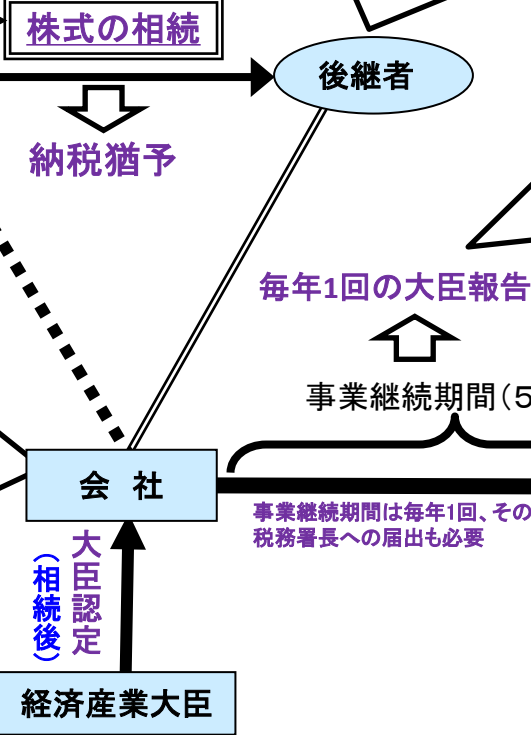
- 会社の代表者であったこと。
- 先代経営者と同族関係者で発行済議決権総数の50%超の株式を保有かつ同族内で筆頭株主であったこと。 等

○後継者が会社の代表者であること。  
 ○**毎年雇用の8割以上を維持。⇒【改正後】5年平均で8割以上を維持**  
 ○対象株式の継続保有。  
 ○後継者と同族関係者で発行済議決権総数の50%超の株式を保有かつ後継者が同族内で筆頭株主であること。  
 ○**資産管理会社、総収入金額が零の会社**等に該当しないこと。等

**【認定対象会社の要件】**

- 中小企業基本法の中小企業であること。(特例有限会社、持分会社も対象。)
- 非上場会社であること。
- 風俗営業会社に該当しないこと。
- 総収入金額が零 ⇒【改正後】営業外収益及び特別利益を総収入金額から除く。**
- 資産管理会社に該当しないこと。** 等

資産管理会社:「有価証券、不動産、現預金等の合計額が総資産額の70%を占める会社」及び「これらの運用収入の合計額が総収入金額の75%以上を占める会社」(事業実態※のある会社は除く。)  
**※⇒【改正後】親族外従業員5人以上、同族関係者への貸付け除外**



**【5年間経過後の要件】**→充足できなければ、利子税を附して猶予税額(全部又は一部)を納付する必要あり。

- 資産管理会社、総収入金額が零の会社**に該当しないこと。 等

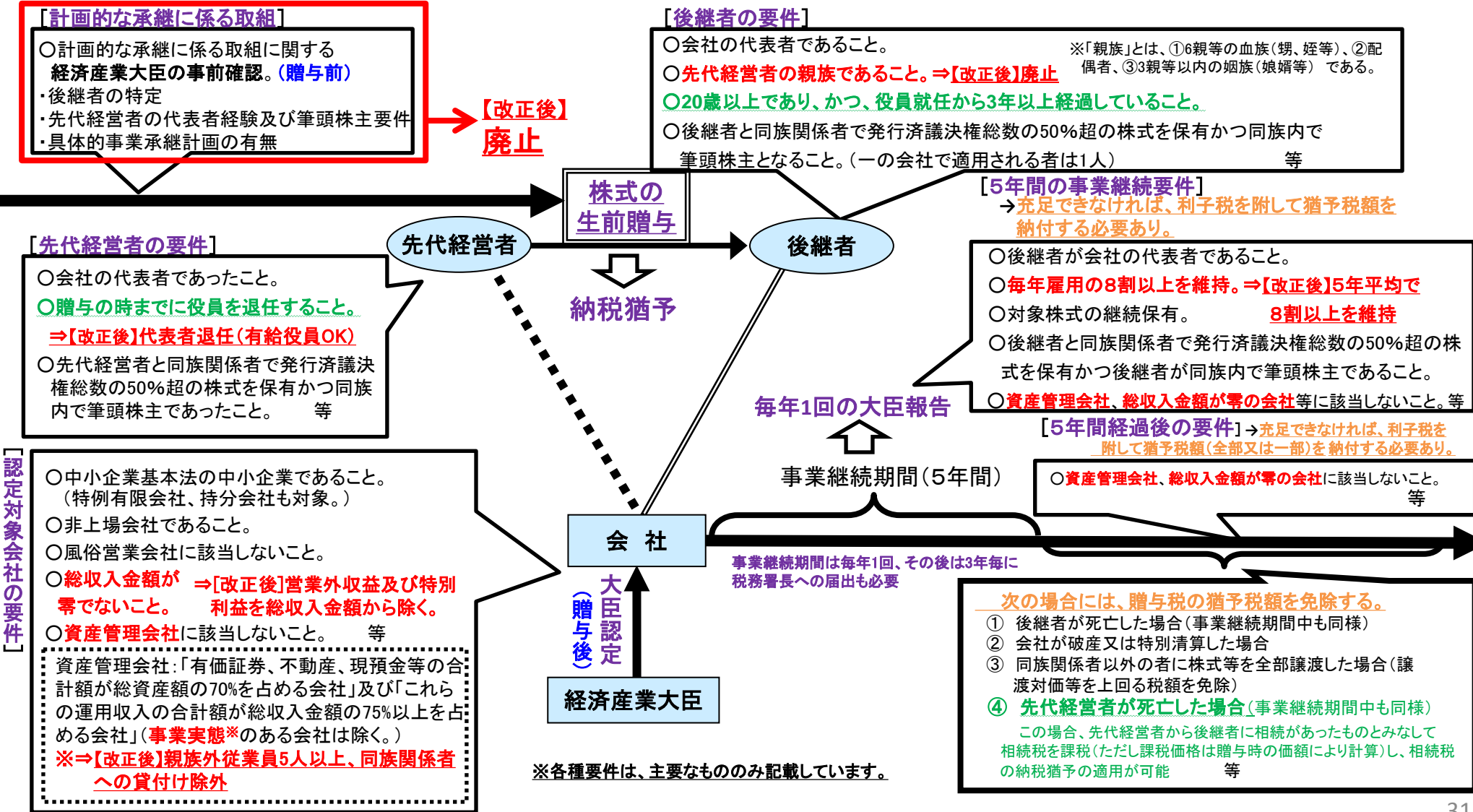
**次の場合には、相続税の猶予税額を免除する。**

- ① 後継者が死亡した場合(事業継続期間中も同様)
- ② 会社が破産又は特別清算した場合
- ③ 同族関係者以外の者に株式等を全部譲渡した場合(譲渡対価等を上回る税額を免除)
- ④ 生前贈与を受けた次の後継者が贈与税の納税猶予を受ける場合
- ⑤ **【改正後】(追加)民事再生等による再生計画認可決定があった場合(税額を再計算し、一部を免除)** 等

※各種要件は、主要なもののみ記載しています。

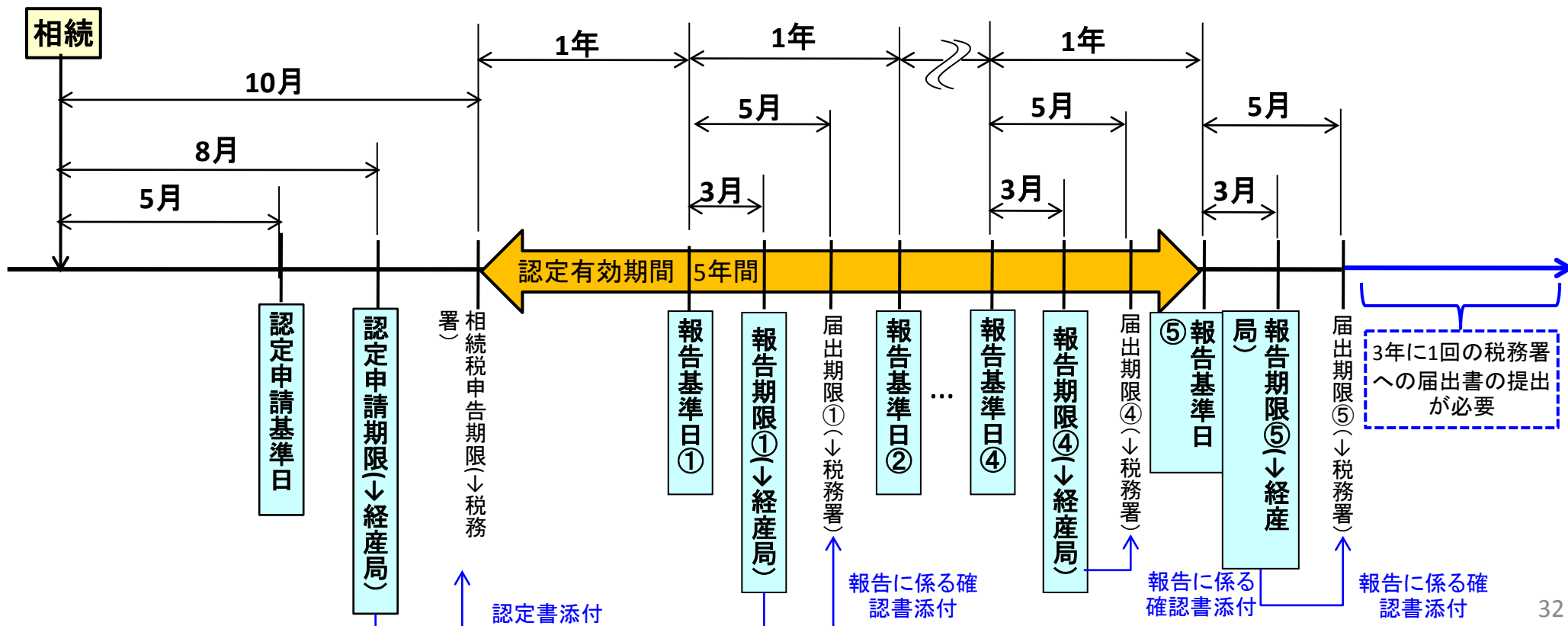
# 3-3 事業承継税制の適用要件等(贈与税)

- **後継者**(=受贈者。先代経営者の親族。)が、一定以上の自社株式の贈与を受けた場合には、当該後継者の贈与税の納税を**猶予**(贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式等を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分)。
  - なお、基本的に、適用要件は相続税の納税猶予制度におけるものと同様である。【平成21年4月1日以降の贈与から適用】
- ※図中の波線部分は、相続税の納税猶予制度との主な相違部分



### 3-4 相続税の納税猶予の適用を受けるための基本的な手続

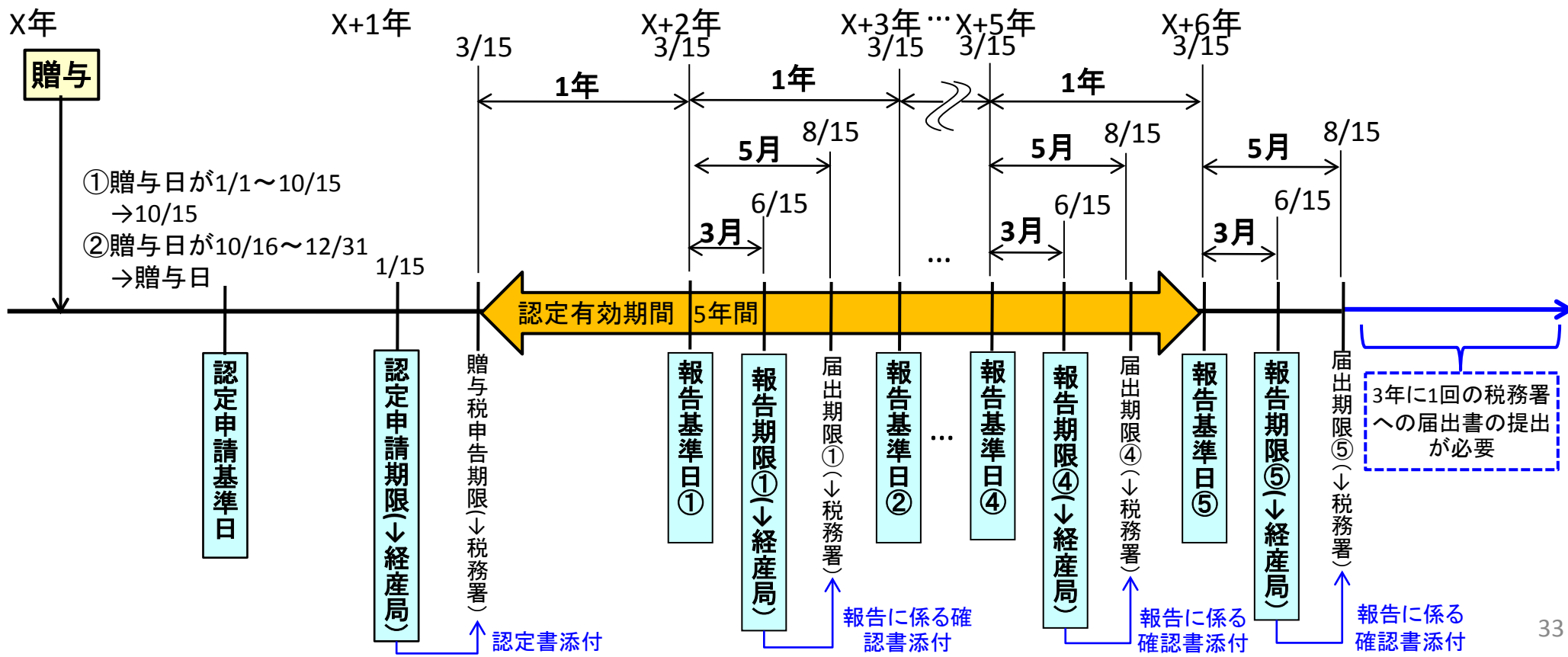
- 相続開始の日の翌日から8月を経過する日が、経済産業局への認定の申請期限。
- 認定申請基準日(相続開始の日から5月を経過する日)を起点として、「後継者が代表者であること」、「会社が資産保有型会社等でないこと」等を判定。(よって、認定申請基準日以降でないと申請できない。)
- 相続税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される認定書とその他の必要書類を添付して、相続税の申告を行うことが必要。
- 事業継続期間(認定の有効期間)は相続税申告期限の翌日から5年間。この間は、報告基準日(申告期限の翌日から1年を経過するごとの日)を基準とした事業継続の状況等についての報告書を、報告基準日の翌日から3月以内に経済産業局に提出。この報告時に交付される「要件に該当する旨」の確認書とその他の必要書類を添付して、報告基準日から5月以内に税務署に届出書を提出することが必要。
- 5年間経過後は、3年に1回、税務署への届出書とその他の必要書類の提出が必要(経済産業局への報告は不要)。





### 3-4 贈与税の納税猶予の適用を受けるための基本的な手続

- 贈与の日の属する年の翌年の1月15日が、経済産業局への認定の申請期限。
- 認定申請基準日(贈与の日が1月1日～10月15日の場合は10月15日、10月16日～12月31日の場合はその贈与の日)を起点として、「会社が資産保有型会社等でないこと」等を判定。(認定申請基準日以降でないとは申請できない。)
- 贈与税の納税猶予の適用を受けるためには、認定時に交付される認定書とその他の必要書類を添付して、贈与税の申告を行うことが必要。
- 事業継続期間(認定の有効期間)は贈与税申告期限(すなわち3月15日)から5年間。この間は毎年3月15日(報告基準日)を基準とした事業継続の状況等についての報告書を、報告基準日の翌日から3月以内(6月15日まで)に経済産業局に提出。この報告時に交付される「要件に該当する旨」の確認書とその他の必要書類を添付して、報告基準日から5月以内(8月15日まで)に税務署に届出書を提出することが必要。
- 5年間経過後は、3年に1回、税務署への届出書とその他の必要書類の提出が必要(経済産業局への報告は不要)。



### 3-5 相続税の猶予税額の計算方法

- 経営承継相続人が対象株式のみを相続するものとして、その80%に対応する相続税額の納税を猶予。
- 特例の適用により、経営承継相続人以外の相続人の税額に影響を与えないようにする。

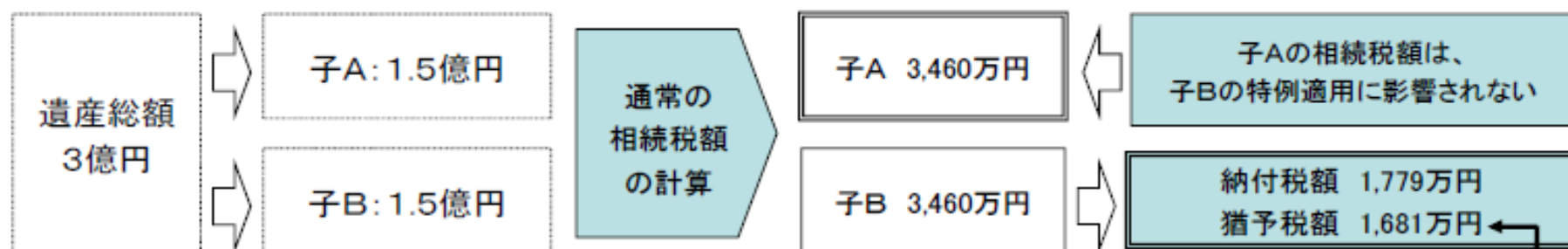
#### 基本的な考え方

- 経営承継相続人が対象株式のみを相続するものとして、その80%に対応する相続税額の納税を猶予。
- 特例の適用により、経営承継相続人以外の相続人の税額に影響を与えないようにする。

#### 計算例

【計算の前提(改正後(注)の場合)】 (注) 平成27年1月1日以後の相続又は遺贈に適用する。

- ・ 遺産総額は3億円。
- ・ 子2人(A・B)が法定相続分により相続し、子B(経営承継相続人)が納税猶予の対象となる株式(1億円)を相続。



経営承継相続人で、その相続財産には納税猶予の対象株式1億円を含む。

#### 子Bの猶予税額の計算

子Bが対象株式(1億円)のみを相続するとした場合の子Bの相続税額 <1,968万円>

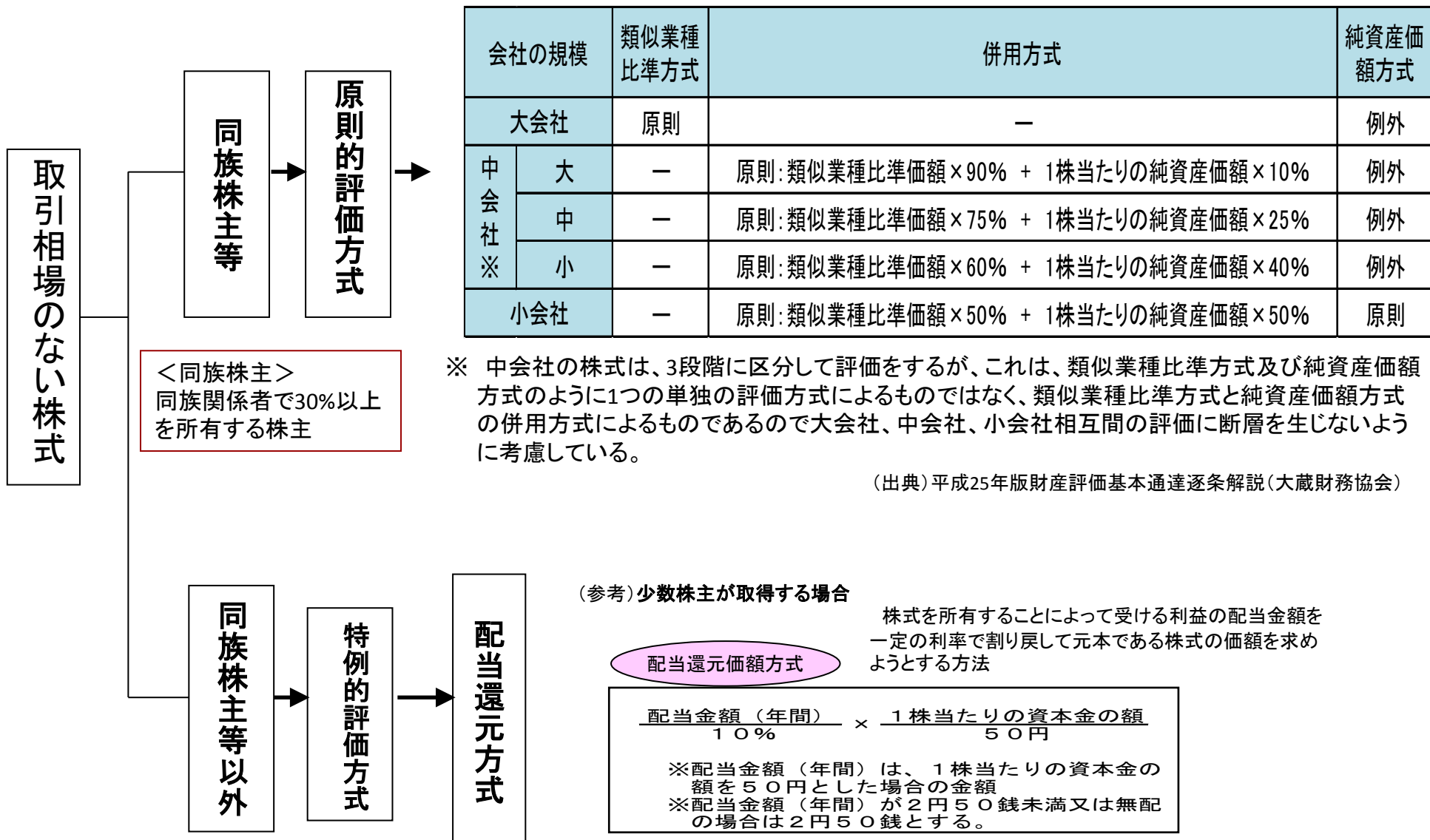
※ 子A: 1.5億円、子B: 株1億円として計算

子Bが対象株式の20%(2,000万円)のみを相続するとした場合の子Bの相続税額 <287万円>

※ 子A: 1.5億円、子B: 株2,000万円として計算

= 1,681万円

### 3-6 取引相場のない株式の評価方法



### 3-6 取引相場のない株式の評価方法(会社規模判定表)

総資産価額(帳簿価額)			従業員数	年間の取引額			会社の規模とLの割合	
卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		卸売業	小売・サービス業	卸売業、小売・サービス業以外		
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超	80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社	
14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超	50億円以上	12億円以上	14億円以上	0.9	中 会 社
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超50人以下	25億円以上	6億円以上	7億円以上	0.75	
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超30人以下	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	0.6	
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社	

(イ)
(ロ)
(ハ)

- ① 総資産価額基準(イ)と従業員数基準(ロ)とのいずれか下位の区分を採用。
- ② ①と取引金額基準(ハ)のいずれか上位の区分により会社規模を判定。

## ①純資産価額方式

企業の有する個々の資産をそれぞれ時価で評価し、一株当たりの純資産価額を求める方式。個々の資産を評価した価額の合計額から、負債合計額及び相続税評価額への評価替えによって生ずる評価差額に対する法人税等相当額を控除することによって評価会社の株価を求める方式。

$$\frac{\left[ \begin{array}{c} \text{総資産価額} \\ \text{(相続税評価額ベース)} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{負債の} \\ \text{合計額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{評価差額に対する} \\ \text{法人税等相当額} \end{array} \right]}{\text{発行済株式数}} = \left[ \begin{array}{c} \text{相続税評価} \\ \text{額による} \\ \text{純資産価額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{帳簿価額} \\ \text{による} \\ \text{純資産価額} \end{array} \right] \times 0.42^{※1}$$

※ 評価差額に対する法人税等相当額

※1 0.42は、「法人税(復興特別法人税を含む。)、事業税(地方法人特別税を含む。)、道府県民税及び市町村民税の税率の合計に相当する割合」

## ②類似業種比準方式

上場会社の事業内容をもととして定められている比準価額計算上の業種から、評価会社の事業内容と類似するものを選び、その類似業種の株価、一株当たりの配当金額、利益金額、純資産価額をもとにして評価会社の株価を求める方式。

$$\left( \begin{array}{c} \text{上場企業} \\ \text{の業種別} \\ \text{平均株価} \end{array} \right) \times \left[ \frac{\left( \begin{array}{c} \text{(配当)} \\ \frac{b}{B} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{c} \text{(利益)} \\ \frac{c}{C} \end{array} \right) \times 3 + \left( \begin{array}{c} \text{(簿価純資産)} \\ \frac{d}{D} \end{array} \right)}{5} \right]^{※2} \times \left[ \begin{array}{c} \text{(斟酌率)} \\ \text{大会社} \quad 0.7 \\ \text{中会社} \quad 0.6 \\ \text{小会社} \quad 0.5 \end{array} \right]$$

b, c, d : 評価会社の1株当たりの金額  
B, C, D : 上場企業の業種別の1株当たりの金額

※2 継続企業を前提とすれば、一般的に、株式の価値は会社の収益力に最も影響されると考えられ、上場会社のデータに基づき検証を行ったところ、配当:利益:純資産価額を1:3:1としたことが最も適正に株価の算定がなされると認められたことから上記の算式となっている。

### 3-6 類似業種比準方式の改正(平成12年度)と合理性の検証(平成19年度)

- 平成12年度改正において、類似業種比準方式の利益要素を重視する評価方法に改正。
- その後、平成19年に公開会社のデータに基づき検証作業を実施し、評価方式の合理性を実証。

#### 平成12年度改正

##### 経済産業省(中企庁)／経済産業部会からの評価方法見直しの要望

低い利益水準を3倍考慮

##### (改正内容)

類似業種比準方式の利益要素を3倍に重視する計算方式に改める。

##### (理由)

上場会社のデータに基づき株価の形成要因に係る検証を行った結果、株価の決定要因としては、利益要素が他の要素よりも強いことが判明したことを受けて要望。

$$A \times \left[ \frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D} \right] \times \begin{matrix} \text{大会社} & 0.7 \\ \text{中会社} & 0.6 \\ \text{小会社} & 0.5 \end{matrix}$$

b: c: d: 評価会社の1株当たりの金額  
 B: C: D: 上場企業の業種別の1株当たりの金額

#### 平成19年度検証

##### 類似業種比準方式の合理性の検証の背景(中企庁)

○類似業種比準方式については、その利益要素の3倍の取扱いをめぐる様々な指摘が存在。

(平成13年8月 事業承継・第二創業研究会 事業体の継続・発展のために 中間報告)

- ・より収益性を加味するものに改正されたが、成功している事業ほど評価が高くなってしまいう方式となっている

(平成19年6月 事業承継協議会 事業承継税制検討委員会中間報告)

- ・利益要素を過度に重視しており、高収益企業の成長意欲を削ぐ要因になっている

○そこで、その妥当性を検証するため実際に時価が定まっている公開会社のデータを用いて計量分析を実施し、事業承継協議会事業承継税制検討委員会において検証結果を報告。

→現行方式(利益要素3倍)は平成12年改正以前の方式(各要素均等)と比べ合理性を有しているとの結論。

配当・利益・純資産の3要素を用いて株価を説明する重回帰分析を行い、計算上最適な比準値、現行の比準値、平成12年度改正以前の比準値の決定係数を比較

	回帰式上の最適比率 配当0.18: 利益0.73: 純資産0.09	現行 配当1: 利益3: 純資産1	平成12年度改正以前 配当1: 利益1: 純資産1
決定係数	0.72	0.71	0.67

##### (分析結果)

現行の比準要素比率の決定係数は計算上の最適比率に近く、平成12年度改正以前の比準要素比率の決定係数よりも高い。従って、現行方式(利益比準3倍)は平成12年改正以前と比べ合理性を有しているとの結論。

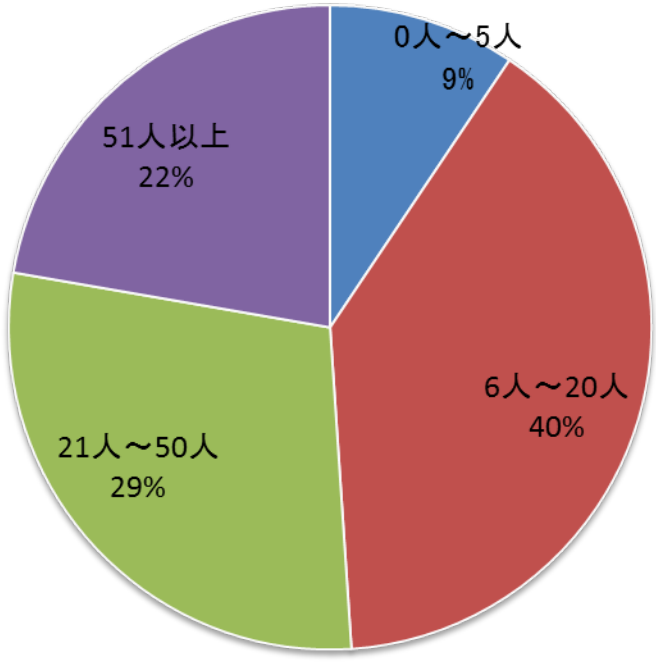
(調査委託先: 野村證券株式会社 金融工学研究センター)

### 3-7 相続税の認定企業の状況

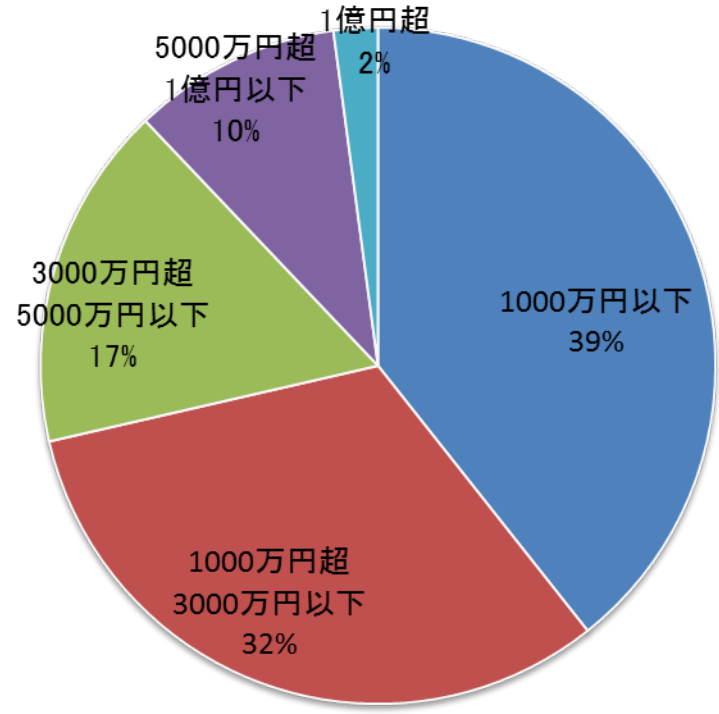
○平成26年2月末時点、相続税の納税猶予の認定件数は**521件**。  
○従業員数は20人以下が49%、21人以上が51%となっており、小規模企業者、中規模企業者ともに利用。

#### 相続税の納税猶予の認定を受けた企業

相続税認定企業  
従業員数 n=521



相続税認定企業  
資本金 n=521



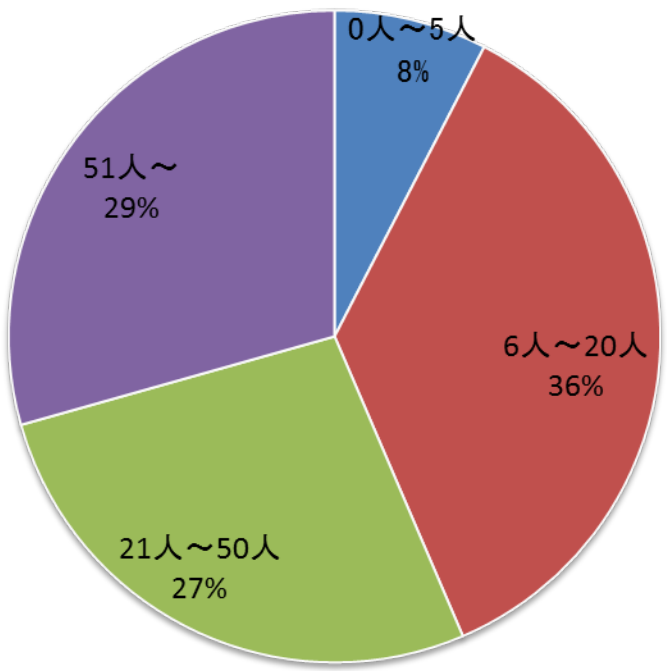
(注)平成26年2月時点のデータによる。

### 3-7 贈与税の認定企業の状況

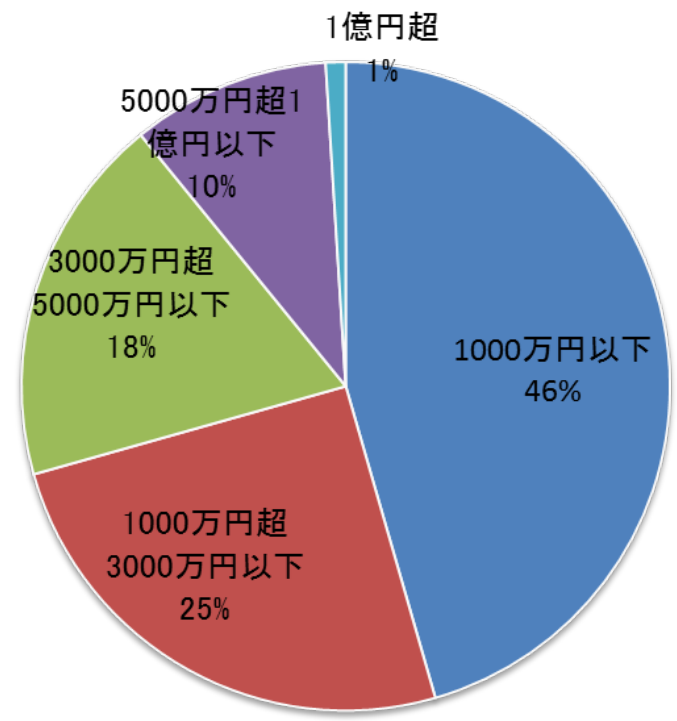
○平成26年2月末時点、贈与税の納税猶予の認定件数は**303件**。  
○認定を受けた中小企業者の従業員数は20人以下が44%、21人以上が56%となっており、小規模企業者、中規模企業者ともに利用している。

#### 贈与税の納税猶予の認定を受けた企業

贈与税認定企業  
従業員数 n=303



贈与税認定企業  
資本金額 n=303



(注)平成26年2月時点のデータによる。40



### 3-8 相続税・贈与税認定企業の効果

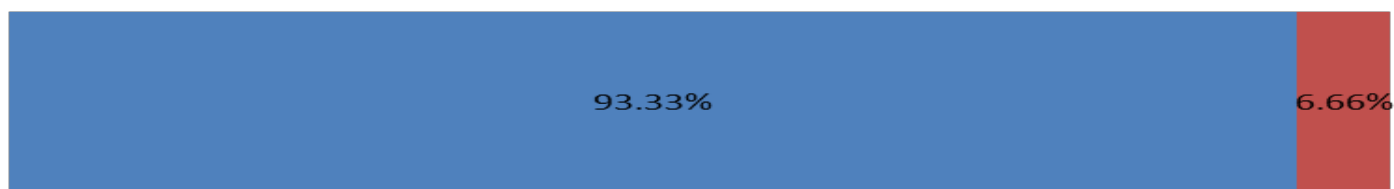
○認定を受けた企業のうち、相続税又は贈与税の申告期限から1年後の時点における認定企業の雇用状況をみると、相続・贈与時ともに約90%以上が雇用の維持を確保している。

#### 認定企業の雇用維持

#### 贈与時からの雇用者数の変化

n=150

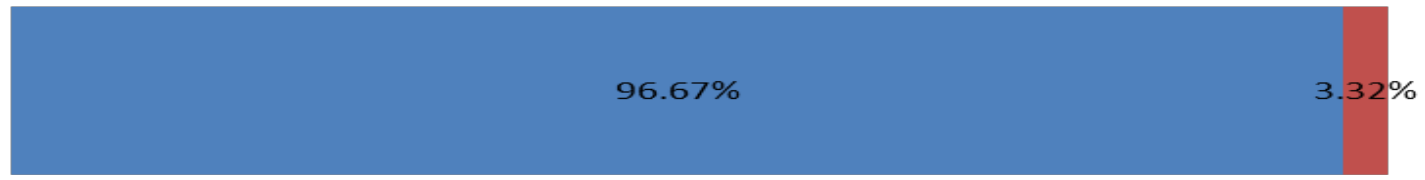
■ 雇用者数の維持・増加 ■ 雇用者数の減少



#### 相続時から雇用者数の変化

n=301

■ 雇用者数の維持・増加 ■ 雇用者数の減少



(出典：中小企業庁調べ)  
(分析対象期間：平成20年10月～平成26年1月)

### 3-9 都道府県別の認定件数

○認定件数を都道府県別にみると、東京都に所在する会社が172件と最も多くなっており、認定企業全体の2割超を占めている。

○その一方で、鳥取県(1件)、徳島県・高知県(2件)をはじめ、認定件数が一桁に留まっている県が25県ある。

#### 認定を受けた会社の所在都道府県

(平成20年10月～平成26年1月末)

	相続	贈与	合計
北海道	20	20	40
青森	4	3	7
秋田	5	0	5
岩手	6	1	7
山形	5	0	5
宮城	13	4	17
福島	4	4	8
茨城	11	9	20
栃木	4	12	16
群馬	11	4	15
埼玉	16	14	30
千葉	13	9	22
東京	95	77	172
神奈川	27	12	39
新潟	11	3	14
山梨	2	1	3
長野	14	6	20
静岡	19	6	25
愛知	31	18	49
岐阜	12	1	13
三重	1	3	4
富山	7	0	7
石川	5	1	6

比率	中小全体
5.1%	4.0%
0.9%	1.1%
0.6%	1.0%
0.9%	1.1%
0.6%	1.1%
2.1%	1.7%
1.0%	1.7%
2.5%	2.2%
2.0%	1.7%
1.9%	1.8%
3.8%	4.4%
2.8%	3.3%
21.7%	11.6%
4.9%	5.2%
1.8%	2.1%
0.4%	0.9%
2.5%	2.0%
3.2%	3.3%
6.2%	5.7%
1.6%	2.0%
0.5%	1.4%
0.9%	1.0%
0.8%	1.1%

	相続	贈与	合計
福井	2	2	4
滋賀	5	3	8
京都	13	8	21
大阪	39	16	55
兵庫	18	5	23
奈良	2	1	3
和歌山	4	1	5
岡山	4	2	6
広島	13	6	19
鳥取	0	1	1
島根	3	3	6
山口	5	4	9
香川	5	5	10
徳島	2	0	2
愛媛	11	2	13
高知	2	0	2
福岡	11	4	15
佐賀	2	2	4
熊本	5	3	8
長崎	2	2	4
大分	7	0	7
宮崎	6	0	6
鹿児島	9	5	14
沖縄	2	1	3
合計	508	284	792

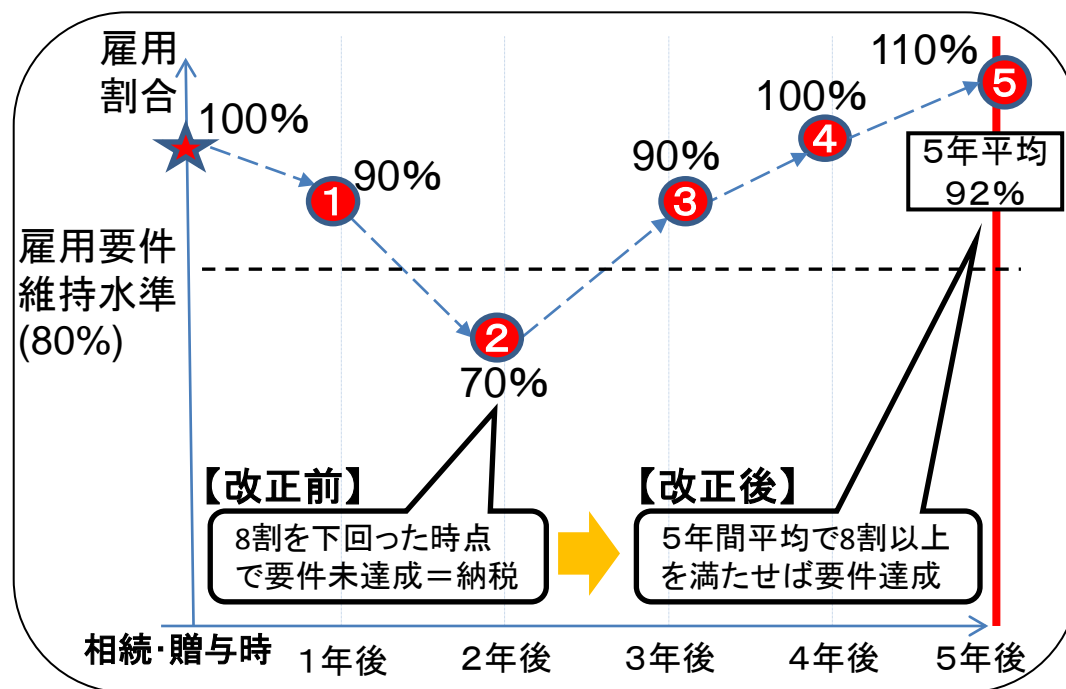
比率	中小全体
0.5%	0.8%
1.0%	0.9%
2.7%	2.3%
6.9%	7.8%
2.9%	4.0%
0.4%	0.9%
0.6%	1.0%
0.8%	1.4%
2.4%	2.3%
0.1%	0.4%
0.8%	0.6%
1.1%	1.1%
1.3%	0.9%
0.3%	0.7%
1.6%	1.2%
0.3%	0.7%
1.9%	3.7%
0.5%	0.7%
1.0%	1.4%
0.5%	1.2%
0.9%	1.0%
0.8%	1.0%
1.8%	1.4%
0.4%	1.3%
100.0%	100.0%

## (参考)平成25年度税制改正の概要

## 平成25年度税制改正＜雇用確保要件の緩和＞

- 雇用8割確保要件について、改正前は雇用の8割以上を「5年間毎年」維持していなければならないこととされていた。一度でも8割を下回る年があれば、その時点で認定取消し(納税猶予打切り)となり、利子税を含め猶予税額を一括納付しなければならなかった。
- 平成27年1月以後の相続等又は贈与に適用される新制度では、「5年間平均」で雇用の8割を維持したかどうかを評価することになった。
- この改正により、最終的に雇用確保要件を達成できるかどうかの見通しを事前に立てやすくなるほか、特に従業員数の少ない会社(4人未満)で「1人減で即認定取消し」となるリスクが軽減される。

雇用者数の推移の一例(イメージ)



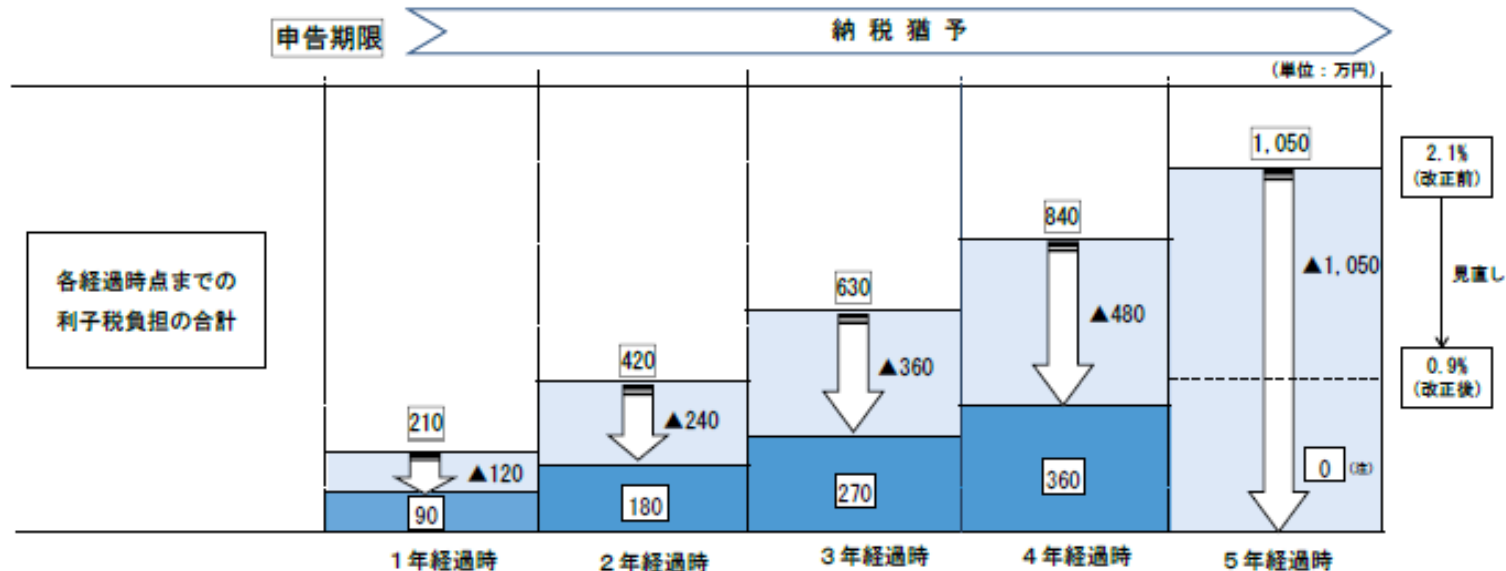
# 平成25年度税制改正＜納税猶予打ち切りリスクの緩和＞

- 納税猶予中に、適用要件を満たすことができなかった場合には、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要。
- 平成25年度税制改正により、平成26年1月以後の期間に対応する利子税は2.1%から0.9%へ引き下げられた。
- また、承継から5年経過した後に適用要件を満たすことができなくなった場合は、当初5年間分の利子税は免除される。

## 利子税負担の軽減

[25年度改正]

[ 猶予税額が1億円の場合 (イメージ) ]



	利子税率		1年経過時		2年経過時		3年経過時		4年経過時		5年経過時	
	特例	(本則)	修正による差額	修正による差額	修正による差額	修正による差額	修正による差額	修正による差額	修正による差額			
改正前	2.1%	(3.6%)	210	-	420	-	630	-	840	-	1,050	-
改正後	0.9%	(3.6%)	90	▲120	180	▲240	270	▲360	360	▲480	0	▲1,050

※ 改正前の利子税率(特例)は、基準割引率が0.3%の場合。⇒ 本則  $3.6\% \times \frac{0.3\% + 4.0\%}{7.3\%} = 2.1\%$

※ 改正後の制度は、延滞税等の見直しを踏まえて計算した場合(短期貸出平均利率が1%の場合)。⇒ 本則  $3.6\% \times \frac{1.0\% + 1.0\%}{7.3\%} = 0.9\%$

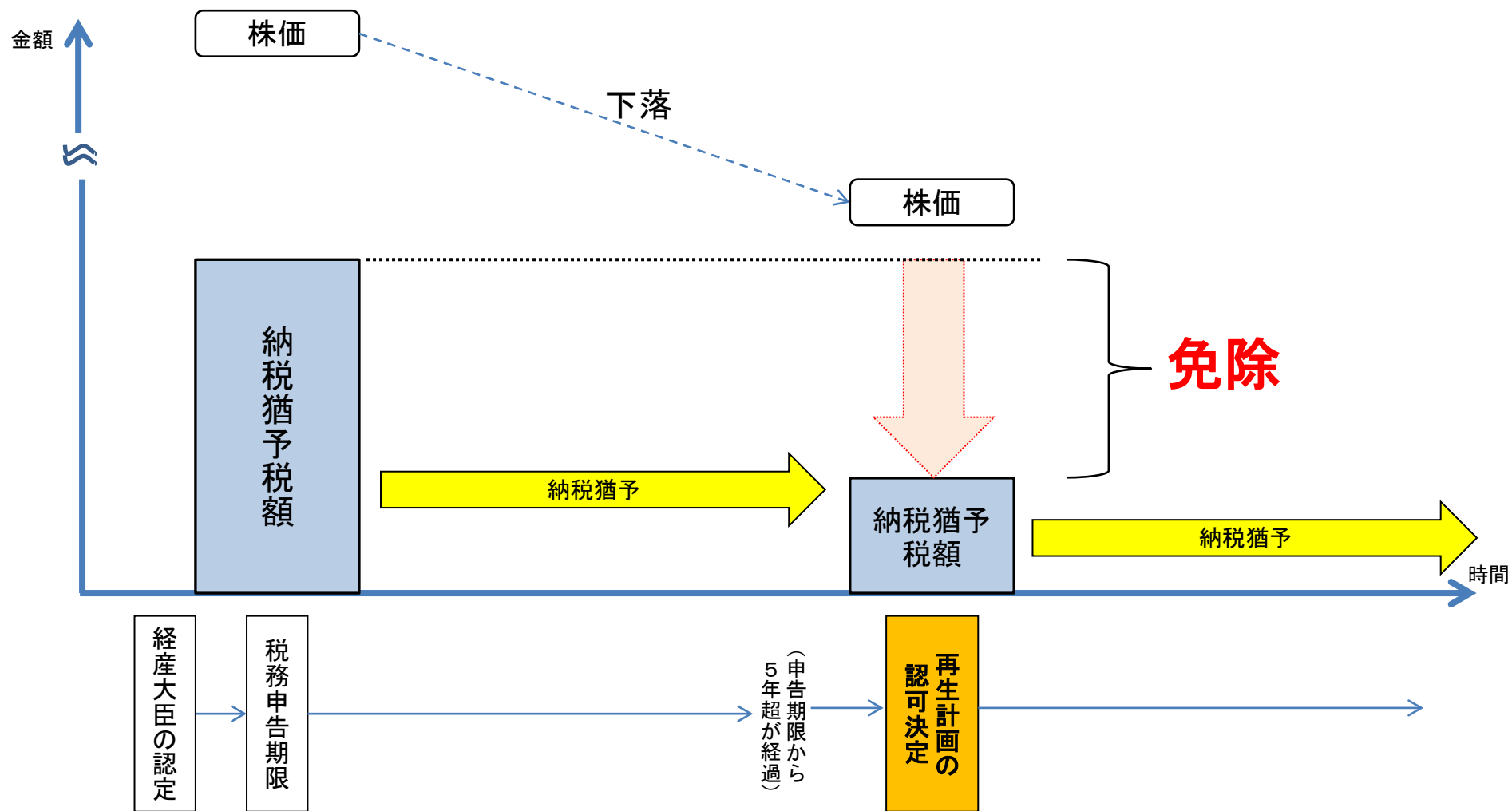
(注) 改正後は、納税猶予期間が5年を超える場合には、経営(譲与)承継期間(5年間)分の利子税(上図の場合450万円)が免除される(原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。)

(財務省作成資料より)

# 平成25年度税制改正＜納税猶予税額の再計算の特例の創設＞

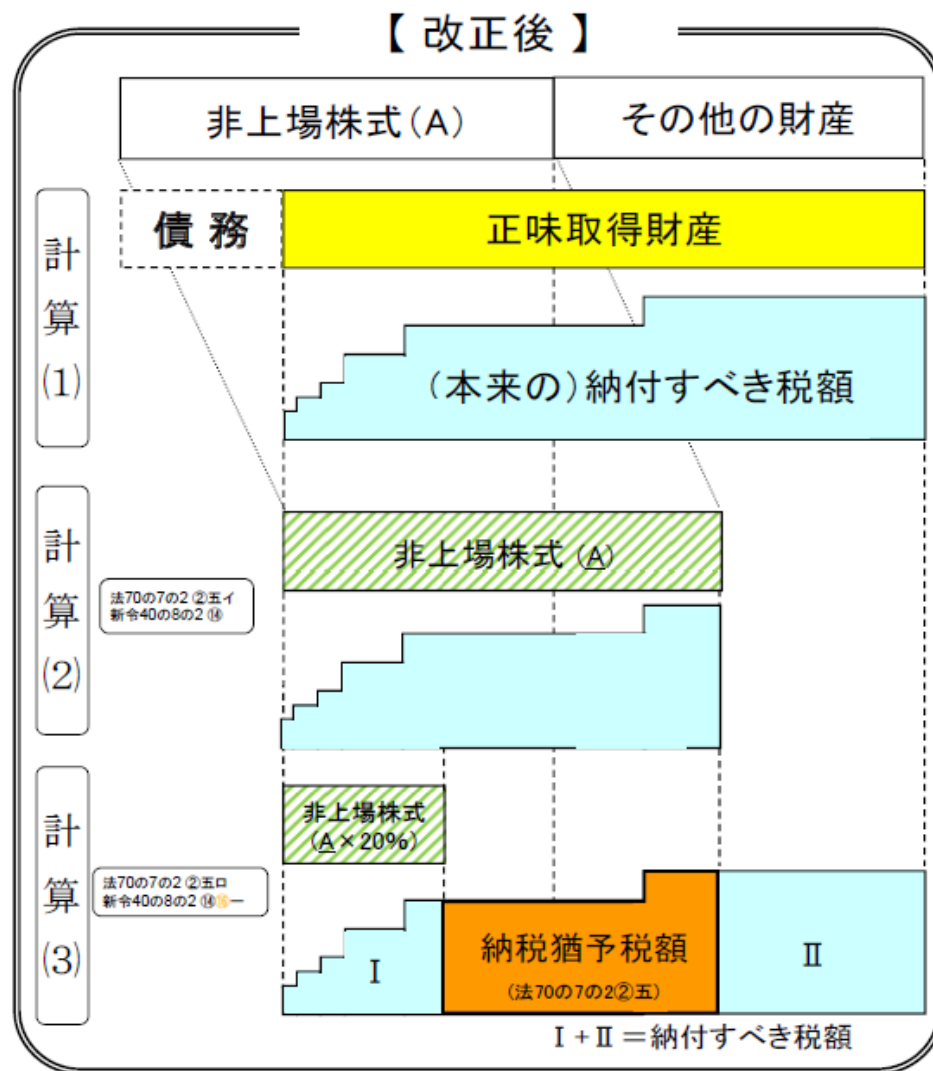
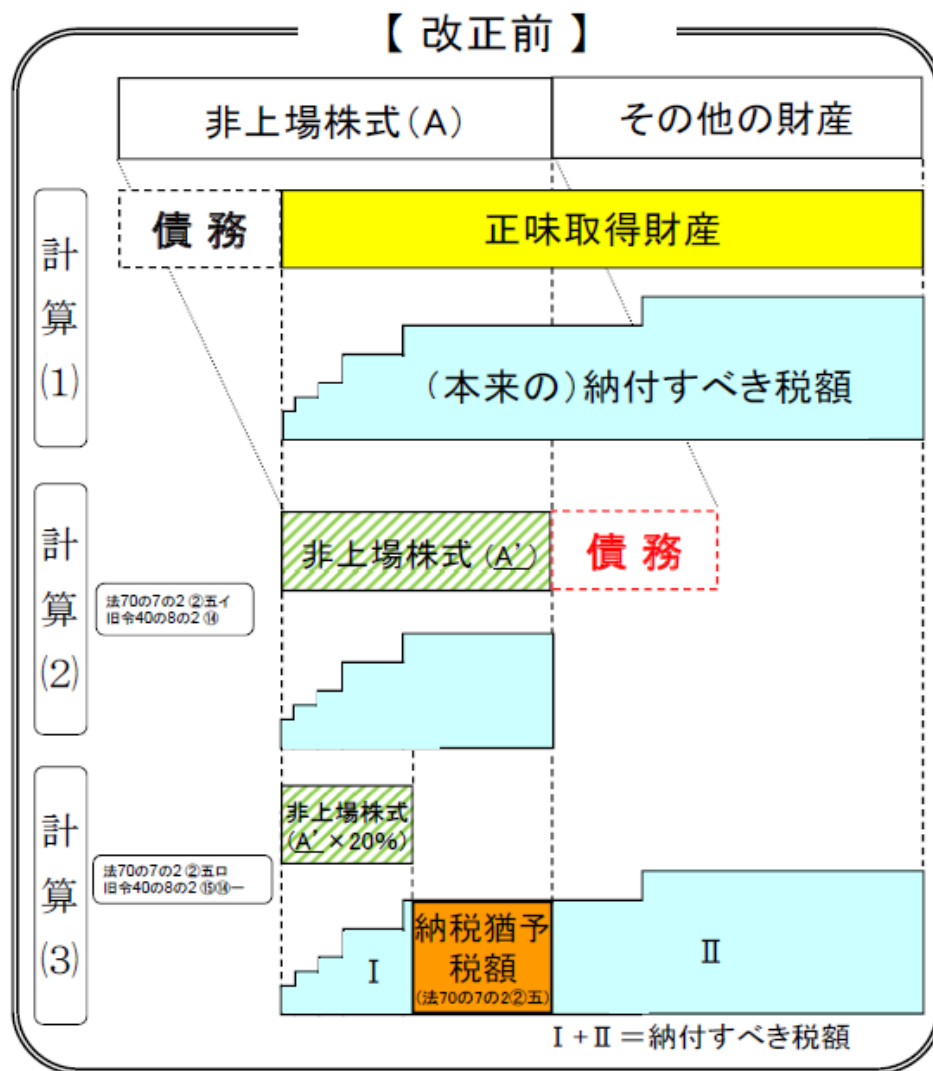
- 5年間の事業継続期間(認定有効期間)の経過後に、民事再生計画、会社更生計画又は中小企業再生支援協議会での再生計画の認可決定等に基づき財産価額の評定が行われた場合には、認可決定日における株式等の価額に基づき納税猶予額を再計算し、再計算後の猶予税額で納税猶予を継続。
- 再計算後の猶予税額と当初の猶予税額との差額については免除。 ※税務署の手続のみ。経済産業局における手続はありません。

【猶予税額の一部免除のイメージ】



# 平成25年度税制改正＜債務控除に係る計算方法の見直し＞①

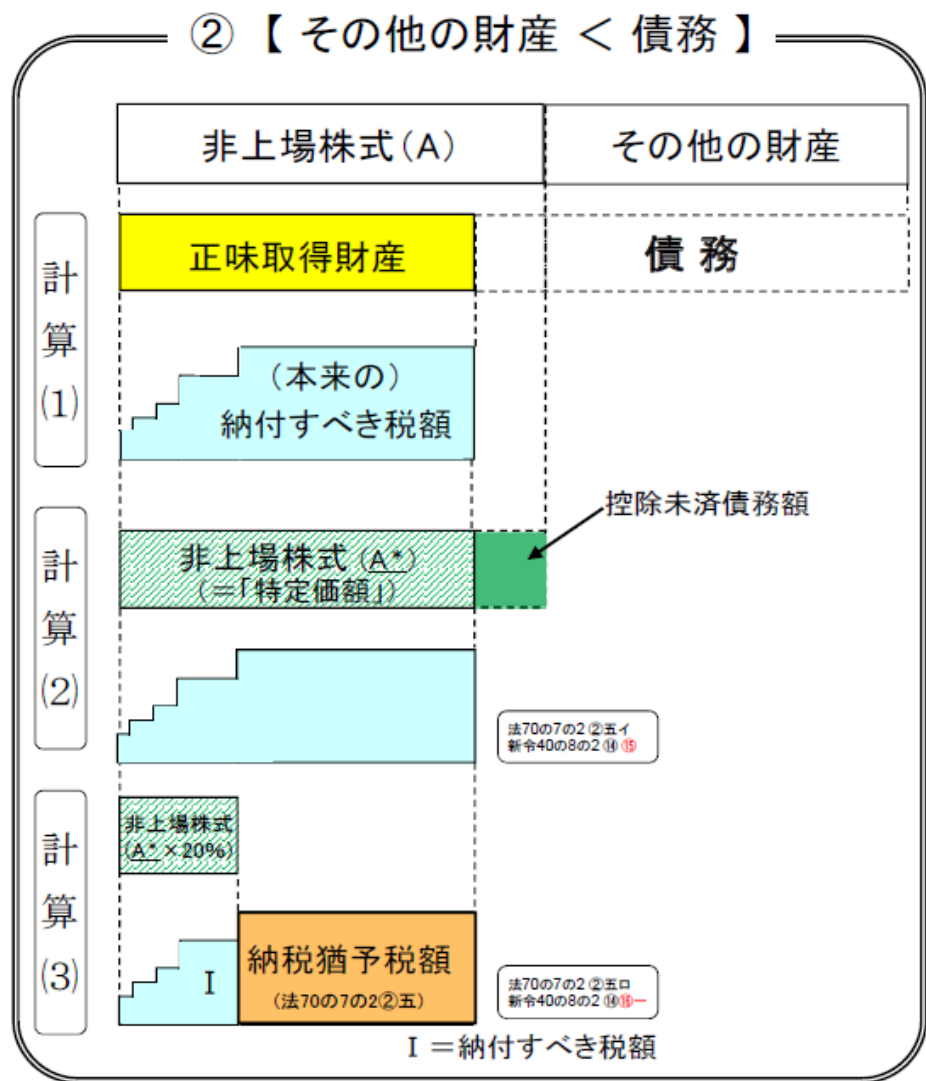
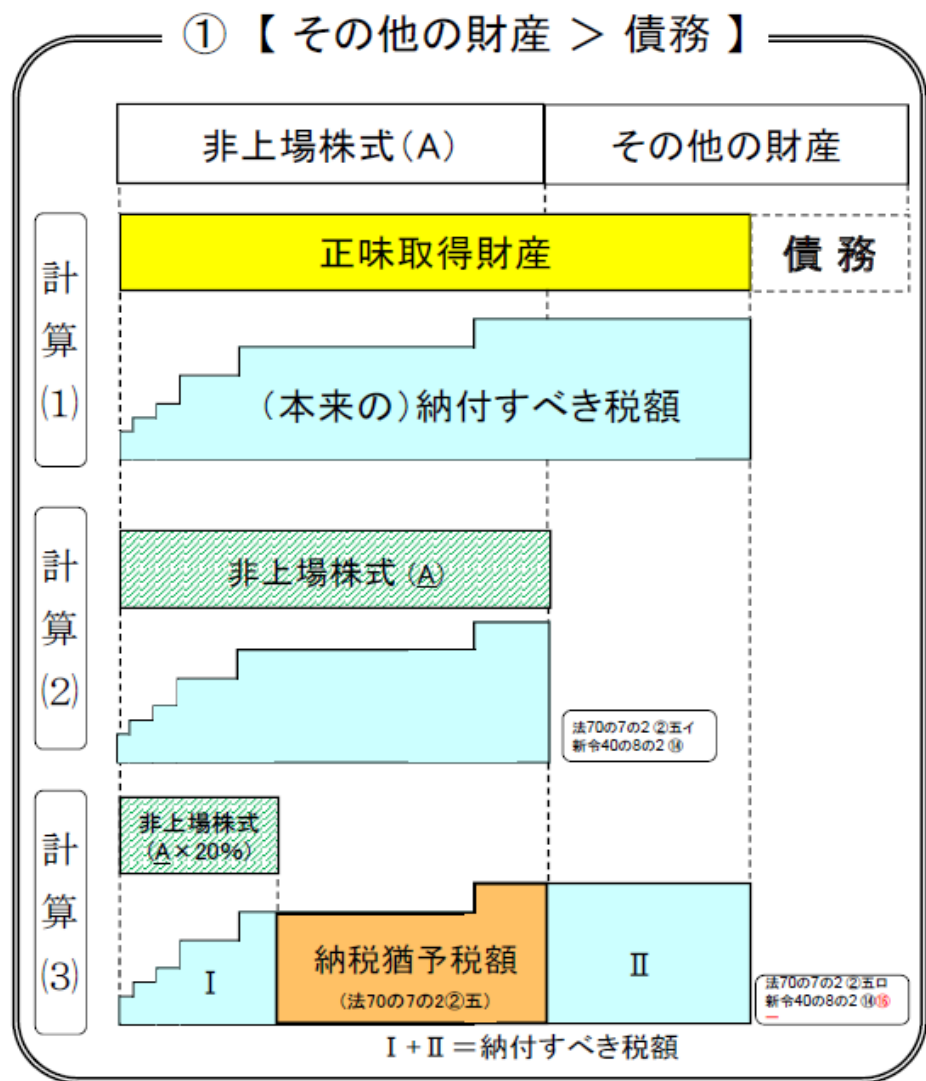
- 猶予税額の計算上、個人債務・葬式費用を株式から控除していたため、税額が小さく算出されていた。
- 改正後は、個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から先に控除することになった。



(注) 改正後の制度は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用する。

(財務省作成資料より)

○債務が「その他の財産」で控除しきれない場合には、株式から「控除未済債務額」として控除して計算する。



(注) 改正後の制度は、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈について適用する。

(財務省作成資料より)



- 株券不発行会社は、株券の担保提供ができないため納税猶予制度の適用を受けるのが困難であった。
- 改正後は、株券不発行会社であっても、一定の書類を税務署長へ提出することにより、株券を発行せずに担保提供が可能となり、納税猶予制度の適用を受けられるようになる。

## 【株券発行と事業承継税制の適用の可否】

	改正前	改正後
発行会社	○	○
不発行会社	×	○



株券不発行会社であっても、次の書類を税務署長へ提出することにより、（株券の発行を行わずに）担保の提供を可能にする ⇒ 事業承継税制の適用が可能。

- ① 納税者が所有する非上場株式について、税務署長等の質権を設定することを承諾した旨を記載した書類（自署押印したものに限る。）
- ② 納税者の印鑑証明書（上記①の押印に係るもの）
- ③ 株主名簿記載事項証明書（代表取締役が記名押印したもの）
- ④ 法人（代表取締役）の印鑑証明書（上記③の押印に係るもの）

（注）納税猶予の対象となる株式等の全部を担保提供する場合に限る。

（注）改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

（財務省作成資料より）

# 平成25年度税制改正＜雇用確保要件未達の場合の延納・物納＞

○平成25年度税制改正において、雇用確保要件が満たせなかった場合における納税猶予税額については、延納・物納が利用できることになった。

【事業承継税制適用時】		原則 (一般の場合)	【改正後】 雇用確保要件が 満たされなかった場合
延納	贈与税	×	○
	相続税	×	○
物納	贈与税	×	×
	相続税	×	○



	【改正後】 雇用確保要件が 満たされなかった場合	(参考) 一般の場合
(1) 延納の申請期限	経営(贈与)承継期間の末日から5ヶ月以内	贈与税・相続税の申告期限
(2) 延納期間	5年以内	原則20年以内
(3) 物納の申請期限	経営承継期間の末日から5ヶ月以内	相続税の申告期限
(4) 特定物納の申請期限	(1)の翌日から5年以内	相続税の申告期限の翌日から10年以内
(5) 納税猶予期限から延納・物納申請期限までの附帯税	利子税(改正前:延滞税)を課税 ・延納:年6.6%(特例:1.8%※) ・物納:年7.3%(特例:2.0%※)	

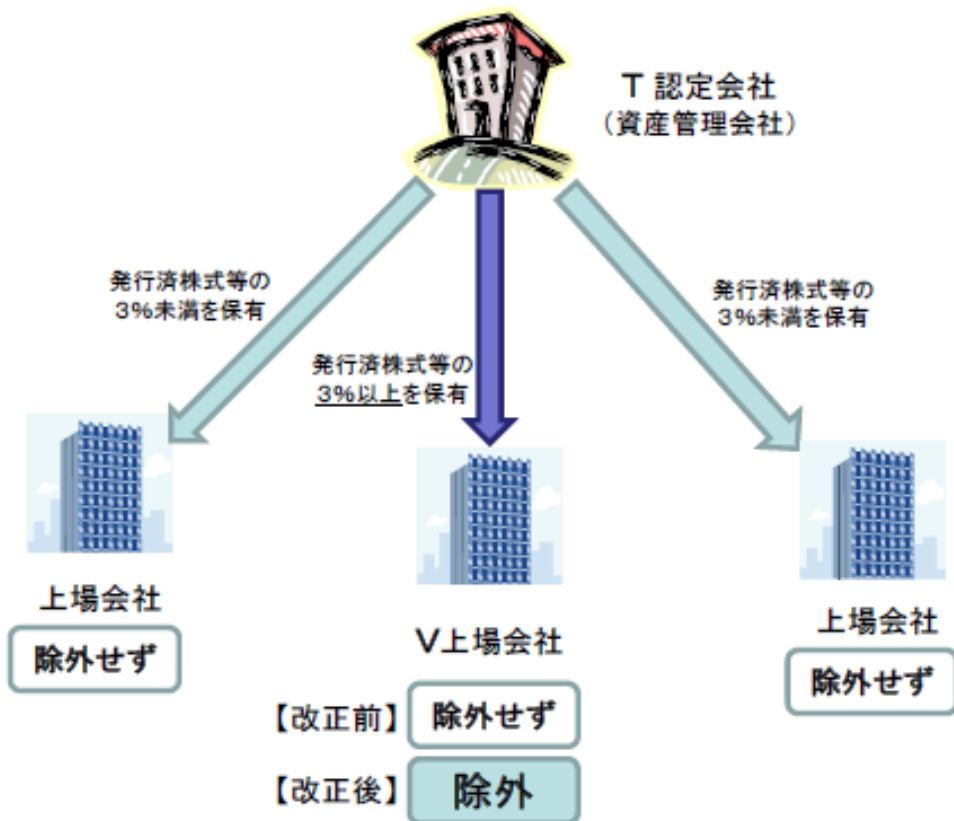
※ 特例適用後の割合は、短期貸出平均利率が1%の場合とする。

(注) 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

# 平成25年度税制改正＜資産管理会社の納税猶予税額計算の制限＞

○資産管理会社に該当しないものとみなされた認定会社が、上場会社の大口株主（1銘柄につき3%以上保有）となっている場合には、納税猶予税額の計算上、その上場会社の株式等相当額を除外する。

※税務署の手続のみ。経済産業局における手続はありません。



## ○納税猶予税額の計算イメージ

### T認定会社の貸借対照表

(資産の部)	(負債の部)
A	B
上場株式等 V	(純資産の部) N (= A - B)



算定除外※

納税猶予税額計算上  
のT社の株価

$$= (N - \underline{V}) \div S$$

〔S: T社の発行済株式総数〕

※ 一定の外国会社及び医療法人についても、同様に除外される。  
 (注) 改正後の制度は、原則として、平成27年1月1日以後の相続若しくは遺贈又は贈与について適用する。

(財務省作成資料より)

- 資産保有型会社及び資産運用型会社(資産管理会社)は、原則として納税猶予の適用を受けられない。
- ただし、一定の要件を満たして事業実態があると判断された場合は、納税猶予の適用を受けることができる。
- 平成25年度税制改正において、一部の事業実態要件が厳格化された。

資産管理会社

資産保有型会社

資産運用型会社

$$\frac{\text{特定資産の合計額}}{\text{総資産額}} \geq 70\%$$

$$\frac{\text{特定資産の運用収入の合計額}}{\text{総収入金額}} \geq 75\%$$

- (注)「特定資産」とは次の資産をいう。
- ①有価証券等
  - ②現に自ら使用していない不動産
  - ③ゴルフ会員権
  - ④絵画、彫刻、工芸品、貴金属等
  - ⑤現金、預貯金等
  - ⑥後継者に対する貸付金等

- 資産管理会社に該当する会社は、納税猶予の適用を受けられない。
- 納税猶予中に資産管理会社に該当した会社には、納税猶予の適用は打ち切り(全額納税)。

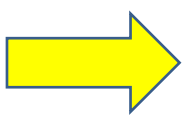


ただし、次の要件を全て満たす会社は、納税猶予の適用可

《改正前》

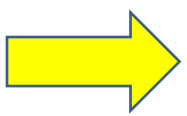
《改正後》

① 3年以上、商品販売・貸付け等を行っていること



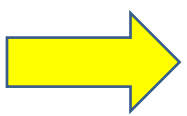
① 3年以上、商品販売・貸付け(同族関係者に対する貸付けを除く。)等を行っていること

② 常時使用従業員が5人以上であること



② 後継者・生計を一にする親族以外の常時使用従業員が5人以上であること

③ 事務所等を所有又は賃借していること



(同左)